



上海化学工業区管理委員会
コミュニケ

二 三年
第一期（総第一期）

上海化学工業区管理委員会

コミュニケ

(試発刊)

上海化学工業区管理委員会総合事務所で主催、二〇〇三年第一期(総第一期)

目 録

発刊挨拶

法律によって区域を管理する一つ重要な決定

阮延華

上海化学工業区管理方法

国家計委の上海化学工業区全体発展計画へのコメント

上海化学工業区で外商投資企業を設立する行政審査制度

一、 上海化学工業区で外商投資企業を設立する審査プロセス図

二、 上海化学工業区企業の審査通知書類

2.1 上海化学工業区で企業を設立する通知書

2.2 上海化学工業区企業変更通知書(一)

企業の経営項目と内容を増加

2.3 上海化学工業区企業変更通知書(二)

企業は資金を出して譲渡(譲渡先を変更)

2.4 上海化学工業区企業変更通知書(三)

企業は投資総金額、登録資本を変更

2.5 上海化学工業区企業変更通知書(四)

企業名称を変更

2.6 上海化学工業区企業変更通知書(五)

企業登録住所を変更

添付：上海市外商投資企業項目記録リスト

上海化学工業区基本建設行政審査制度

一、 上海化学工業区基本建設審査プロセス図

二、 上海化学工業区基本建設審査通知書類

- 2.1 建設項目の住所選択計画意見書を取り扱う申請通知書
- 2.2 建設工事の建設伺う通知書を受け付け
- 2.3 企業建設工事を完成するファイルの作成及び責任承諾書を報告提出
- 2.4 視察、設計入札を募る及び請け負わせる審査通知書を受け付け
- 2.5 建設工事の大体的な設計案の評価及び審査通知書を受け付け
- 2.6 建設項目用土地計画許可証の申請通知書
- 2.7 建設工事（建築）計画許可証の申請通知書
- 2.7-1 建設工事（パイプ線）計画許可証の申請通知書
- 2.8 建設工事施工の入札を募る、請け負わせる審査通知書
- 2.9 建設工事監督伺う通知書
- 2.10 建設工事施工許可証通知書を受け付け
- 2.11 土地を徴用する審査通知書
- 2.12 土地使用权の初めの登録通知書
- 2.13 土地使用权譲渡登録通知書
- 2.14 施工用設計書類、審査機構名前リスト

上海化学工業区統計管理の一時的な実施方法

上海化学工業区建設工物品質監督の実施方法

上海化学工業区建設工事安全監督の実施方法

上海化学工業区ファイル管理の一時的な実施方法

上海化学工業区門札番号の管理方法

上海化学工業区の法律によって管理するリーダグループメンバー

上海化学工業区法律顧問チーム名前リスト

後書き

法律によって区域管理を実施する一つ重要な決定

— 《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》 発刊挨拶

阮延華

まず誠に《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》の発刊をお祝い致します！

国家産業構造調整の重要な構成と上海“東西南北”産業基地の南面の中心として、上海化学工業区の開発建設は国内外の人々に大変注目されています。この短い二年間のうち、化工区はBP、バル、バスター等国際公司を成功的に招き、公用工事合併を創造的に実施、招いた項目資金は80億ドルを超えました。世界一流の化工基地を建設するため、良好的な局面を開きました。

WTO規則を適応、区域管理をきちんとし、投資環境を完璧、化工区第二期投資招く仕事を積極的に推進することは上海化工区の世界一流の目標へもっと近づくことに対してはとても大切な意味を持っています。化工区内では各政府部門は政務公開を実施し、透明度を高めます。そういうことも化工区投資のソフト環境を改善する重要な工作内容です。《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》を通して国家の関係する政策法律、上海市の関係政策法規、化工区管委會等政府職能部門の関係規則制度及びほかの化工区を開発建設と関係する行政管理情報を適時に、正しく、透明的に区内の投資者に伝えられます。これは管委會と各政府職能部門の真面目に党の方針、方向、政策と国家法律、法規を徹底的に実施することを促進、自覚的に企業と社会の監督を受けることに有利です。制度上で法律によって行政、政務公開を進む、“清廉、勤勉で行政、実質面を追求、高効率”の政府イメージを作ることにも有利です。“公開、公平、公正”の市場競争環境を作るにも有利です。化工区の開発建設という目標を実現することを保障します。

ですから、《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》を編制することは化学工業区管理委員会の共産党十六大で決めた工作指導方針を積極的に徹底し、またWTOの政府工作透明度を高めるという承諾をはっきり具現し、法律によって区域を管理するという規則を頑張って実施することに対する一つ重要な決定と言えます。また化学工業区は上海市委員会、市政府の指導下で、《上海市法律によって都市を管理するポイント》の主旨を実施し、法律によって全面的に行政し、政務公開を実施する積極的な態度を反映するのです。《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》は真に改革開放政策と現代行政管理方式を海外に宣伝する一つの窓口になり、また管理委員会等政府部門と区内の投資者と繋がる掛け橋になることを期待しております。

ここで誠に《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》をよりよい編制することを心から祈ります。

二〇〇三年一月

(本文作者は上海化学工業区管理委員会の主任です。)

上海市化学工業区管理方法

(2002年1月18日上海市人民政府發布)

第一条 (目的)

上海化学工業区の管理を規則正しくし、上海化学工業区の建設と発展を促進すべく、法律、法規及び本市の関連政策に基づき、本市の実際状況に照らし合わせ、本規定を制定する。

第二条 (適用範囲)

本「方法」は、市人民政府の批准により設立された上海化学工業区(以下「化学工業区」と略す)に適用するものである。

第三条 (化学工業区のエリア)

化学工業区のエリアは、東は南竹港の臨海部から、西は九二塘まで、北は上海 杭州道路を境に、南は杭州湾に至る範囲とし、面積は23.4km²。

第四条 (開発とプロジェクト導入の方向性)

本市の経済発展戦略と都市計画マスタープランにより、化学工業区は、石油化学と精密化学を中心とする専門的開発区として開発を進めるべきものとする。

国内外の投資者が『国家重点奨励産業製品・技術目録』と『外商投資産業指導目録』の規定に従い化学工業区内にて各種の化学品プロジェクトに投資することを奨励する。また、化学工業区内のインフラ・公共ユーティリティー整備への投資を奨励する。

第五条 (法の保護)

化学工業区内に投資する者の投資・財産・収益・その他の合法的権益は、国の法律によって守られている。

第六条 (管理委員会)

本市は、上海化学工業区管理委員会を設立する。管理委員会は、市人民政府の出先機関であるとする。

第七条 (管理委員会の責務)

管理委員会は、本「方法」と関係行政管理機関の委託により、下記の職権を行使するものとする。

- (一) 化学工業区のマスタープラン・実施計画・産業政策の制定・改正を行なう。
- (二) 投資案件・土地使用の許認可と建設工事の管理を行なう。
- (三) 税関・検査検疫機関・人民銀行上海支店・外事担当機関などの行政管理機関と強調しながら、区内の企業に対し日常の行政管理を行なう。
- (四) 区内の企業に対し必要の指導とサービスを行なう。
- (五) その他市人民政府の指示事項を遂行する

第八条 (行政管理と行政サービスの一本化)

区内の行政事務は管理委員会の責任で一本化管理する。国家の安全保障や公共安全などに関わる事項を除き、本市の各関係行政管理機関は、化学工業区に関わる行政事務を行なうにあたり、すべて管理委員会に意見を求めべきである。

管理委員会は、市工商行政管理局・市環境保護局・市品質監督局・市国家税務局・市地方税務局・市人事局、市公安局などの行政管理機関と協同して、区内にしかるべき機関を設置し、「ワン・ストップ」型行政サービスを提供し関係の行政管理業務を行なうべきである。

第九条（開発機関）

上海化学工業区発展有限公司（以下「発展公司」と略す）が、化学工業区の開発・建設・インフラ管理と、企業誘致・区内投資案件の許認可に関わる事務的作業、および区内の企業・機関へのサービスを、具体的に行なうものとする。

第十条（マスタープランの批准と改正）

管理委員会が、本市の経済発展戦略と都市計画マスタープランに基づいて、石油化学産業と精密化学産業の特徴を十分に考慮して、化学工業区のマスタープランを作成し、市人民政府の承認を得たうえで、実施するものとする。

化学工業区のマスタープランを改正する必要がある場合は、同じく上記手続きを踏まえ、市の承認を得なければならない。

第十一条（環境保全）

化学工業区に進出するプロジェクトは、厳格な環境影響評価を行なったうえで、先進のクリーン生産工程を採用し、国および市の汚染物排出基準を満たさなければならない。

化学工業区には厳重な環境汚染をもたらすプロジェクトの設立を認めない。

第十二条（安全監督管理）

管理委員会は、安全生産監督管理機関、消防機関に協力し、化学危険物安全管理に関する法律・法規・規定および手順・標準に基づいて、化学工業区内にて閉鎖的管理を実施し、必要の安全防護設備と専従の安全管理スタッフを配置し、各種有効措置を講じて、化学危険物の製造・販売・輸送・積卸・保存・研究活動に対し、安全監督管理を強化しなければならない。

第十三条（外国投資案件の許認可）

管理委員会が、市外国投資工作委員会の委託を受け、化学工業区内における下記の外国投資案件・企業に対し、許認可・審査・確認を行なう権限を有し、その結果を関係の行政管理機関に届け出るものとする。

- （一）国の奨励類案件に該当し、国による平衡調整を必要としないもの。
- （二）総投資額が 3000 万 USD 以下で、国の許可類案件に該当するもの。
- （三）総投資額が 500 万 USD 以下で、国の制限甲類案件に該当するもの。
- （四）本条第（一）・（二）・（三）項に該当する外国投資企業の契約・定款の変更。

第十四条（国内投資案件の許認可）

管理委員会が、市計画委員会の委託を受け、化学工業区に進出する奨励類・許可類の国内投資案件の許認可と管理を行い、その結果を関係の行政管理機関に届け出るものとする。

る。

第十五条（土地権利譲渡契約）

化学工業区の企業・機関が区内の土地を使用する場合は、発展公司与土地譲渡契約を結び、管理委員会にて土地権利手続きを行なわなければならない。

第十六条（建設工事管理）

化学工業区内の建設工事の踏査・設計・施工に関わる入札募集等の通常作業は、管理委員会が上海市建設工事入札管理弁公室の委託を受け行なうものとし、上海市建設工事入札管理弁公室が運営協力と抜き打ち検査を実施する。

また、大型の取り付け工事を除き、市所管の建設案件の品質監督・安全監督に関しては、管理委員会が上海市建設工事品質監督総站・上海市建設工事安全監督総站の委託を受けて行ない、監督と抜き打ち検査を行なうものとする。

第十七条（企業の設立）

化学工業区内に企業を設立するにあたって、書類が整っていれば、工商行政管理機関は3稼働日以内に企業登記手続きを終了しなければならない。

法律・行政法規の規定により、事前審査が必要な事項がある場合は、「工商で受付け、関係所轄に書類送付、各所轄で並行審査、終了期限厳守」の方式をとっており、関係の所轄部門は5稼働日以内に事前審査手続きを終了しなければならない。

第十八条（関連サービスの提供）

化学工業区は、区内の企業・機関に対し、人材・労働力・会計・金融・標準と計量・特許・法律・公証など各種の中間サービスを行なえるよう、中間サービスシステムを完備させなければならない。

化学工業区は、法律に基づいて通関手続き・検査検疫手続きの代行機関を設立し、区内の企業・機関に對外貿易関連のサービスを行なうことが可能である。

第十九条（実施時期）

本「方法」は、2002年2月1日より施行される。

国家計委の上海化学工業区の総体発展計画へのコメント

計産業「2002」282号

上海市計委：

国務院事務庁は上海市人民政府の《上海化学工業区総体計画の批准を願う伺い書》（滬府「2001」5号）を幣部門に渡して関係部門に検討処理させます。我が国工業構造の戦略的な調整要求によって、上海市地方優勢と現有の石油化工工業基礎を發揮し、また国際上の多数の国の石油化工を發展する成功的な経験を学ぶということで、世界先進的なレベルを持たせる上海化学工業区（以下は上海化工区と略す）を設開発、建設する必要があります。また經濟全世界化、市場一連化と我が国石油化工、化学工業の国際競争力を強めらせるため、国務院の関係部門との協商検討を経て、概ねに上海化工区の総体発展計画を同意し、今は関係事項につき、下記通りのコメントをします。

一、計画原則と發展目標

上海化工区の開發建設は“外向型、すばらしい出発点”と“持続、快速、安全、健康”の發展要求に応じて、“統一計画、段階的に実施、重ね合う開發”の方針を堅持し、世界著名な国際会社と国内大手中堅企業を引き付け、先進的な生産技術を吸収し、科学的な管理方法を導入し、市場で人気される製品を選択して、徐々に石油化工と天然ガス化工を基礎とし、總体的に調和し、完璧的な性能を持つ石油化工及び更なる加工基地に形成し、最後は工芸技術の世界先進レベルに達し、經濟規模はアジア第一、管理モデルは世界一流、生産、生態、環境保護の協調發展の自然化工区になり、また上海地区經濟の持続的に發展する新しい増長点になります。

二、計画区域と建設ステップ

上海化工区の計画区域は上海市の南、杭州湾北岸の金山区漕涇鎮と奉賢区柘林鎮の間です。計画総面積は29.4平方キロメートルで、その中の南の10平方キロメートルの海を包圍する土地は第一期の工事用地で、その他の6平方キロメートルは計画干拓地で、北の13.4平方キロメートルは従来を包圍する土地で、第二期工事の予備用地とします。計画中の金山嘴港区を通して、上海化工区は上海石油化工株式会社と一つの区域に結び付けられ、60平方キロメートルに近い杭州湾北岸化工産業地帯に形成します。

上海化工区は二期に分けて建設します。第一期の工事は2000年から2010年までで、まず16平方キロメートルを開發し、約1500億元の投資項目が受け入れられます。その中の第一段階は2005年までの投資は600～800億元に達すと予測し、第二段階は2010年まで700～900億元を再投資することを予測します。第一期の工事は国務院の批准を貰う中外合弁の新しく建築され、年産90万トンのエチレン項目を初めとし、エチレン川下の高深加工製品シリーズを發展するのを主体とし、石油化工更なる加工、シアン酸エステル、重合炭酸エステル等三大シリーズ製品を建てます。第二期工事は合成材料、精細化工等石油化工項目を重点的に發展します。

三、發展重点と建設モデル

上海化工区は六大シリーズ製品を開發、生産します。即ち：石油化工高深加工と天然ガス

化工シリーズ製品、光気付属シリーズ製品、精細化工シリーズ製品、高分子材料加工製品、総合性高深加工製品、ハイテック生物医薬製品です。

生産工芸プロセス、基礎施設、公用工事等は垂直的に整えると“一本化”とお互いに結び付けるモデルを採用します。公用工事島の形で、各種類の化工装置に組み立てとサービスの“一本化”する公用工事、“一本化”の基礎施設、“一本化”の物流配送等システムを建てます。

総体計画をコメントする後、基地建設の具体的な発展計画を真面目に編制し、総体計画の各項目の要求を実現します。

上海化工区の建設に必要な組み立てる政策は別途に國務院に報告し、各職能部門で審査する後回答します。

二〇〇二年十一月十日

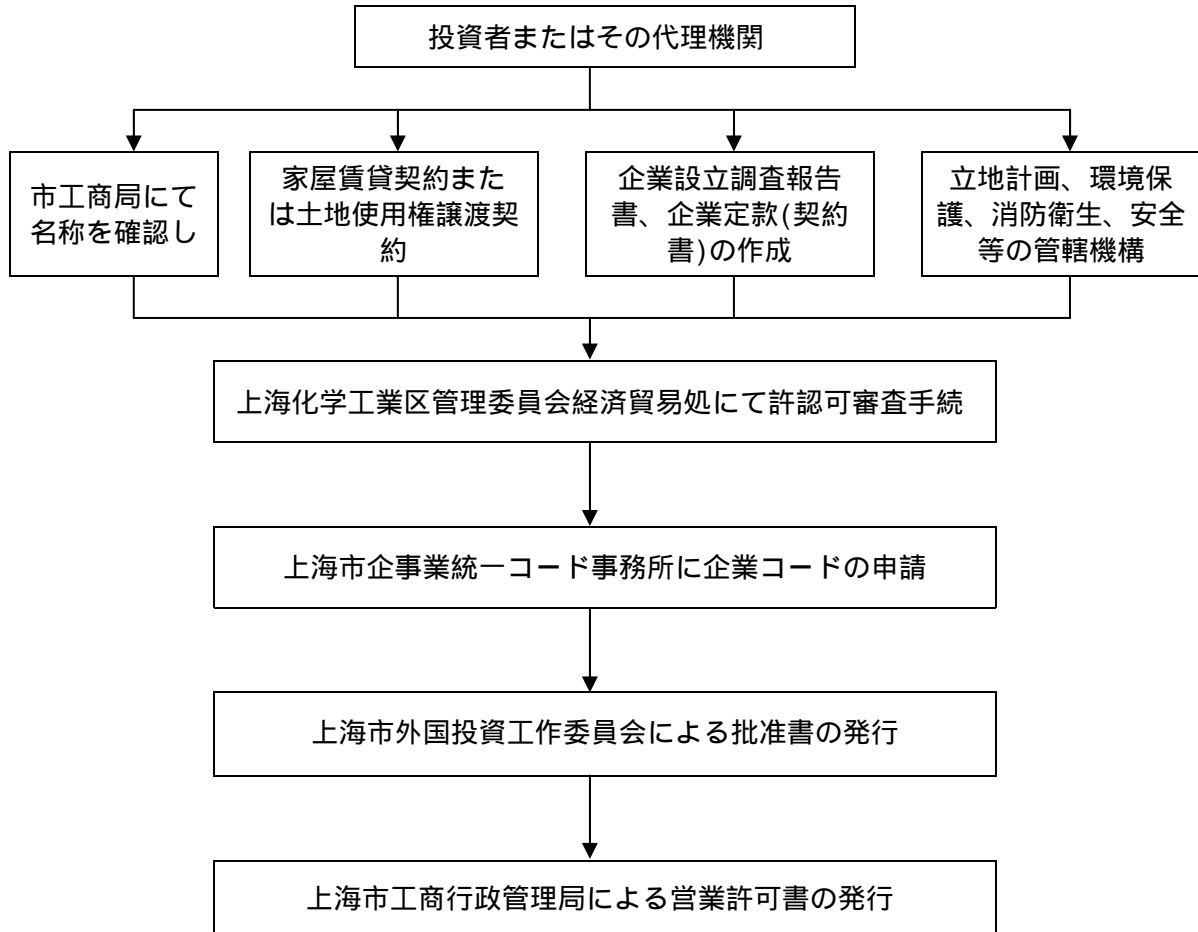
第一部分

上海化学工業区

外商投資企業設立の行政許認可審査制度改革計画案

一、上海化学工業区

外商投資企業設立の許認可審査プロセス



注： 国务院相關部門、 委員会に申告する許認可審査項目と基本建設内容の含む項目以外のものに対しては、 企業設立調査報告書、 契約書、 企業定款を一括許認可審査する(外資企業に対して企業設立調査報告書、 企業定款を審査する)。 投資者が外商投資企業の設立を許認可審査機関に申し込む前に、 直接に上海市工商行政管理局に企業名称検索、 確認の手続きができるようになっている。

二、上海化学工業区企業許認可審査通知書

2.1 上海化学工業区管理委員会 企業設立通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国外資企業法」及び「中華人民共和国外資企業法実施細則」
2. 「中華人民共和國合資経営企業法」及び「中華人民共和國合資経営企業法実施細則」
3. 「中華人民共和國合弁経営企業法」及び「中華人民共和國合弁経営企業法実施細則」
4. 「中華人民共和國会社法」
5. 「上海市外商投資企業許認可審査条例」
6. 「上海市化学工業区管理方法」

二、適用範囲

中国、外国の投資者

三、必要な書類資料

(一) 投資側又はコンサルタント代理機構が許認可審査の際下記資料を一式二部提出せよ:

1. 申請報告書正本
2. 投資側登記証書のコピー(フリー投資者の場合なくても可)
3. 投資側の銀行資産信用度照明書のコピー
4. 投資側法人代表(又は個人)の有効身分証明書のコピー
5. 香港、マカオ、台湾地区の企業(又は個人)が投資する場合、その法人代表が自ら申請書類を届けられず、その国内にいる親友に代理申請を委託する時、本人のサイン入りの委託書正本を提出せよ
6. プロジェクトコンサルタント代理機構が申請する場合、外国投資側の法人代表又は契約締結人のサイン入りの委託書正本を提出せよ
7. 「企業設立登録表」のコピー(設立を取消しの場合なくても可)
8. 工商局企業名称登記確認許可書のコピー
9. 企業登録地の有効証明書正本
10. 生産場所確保の証明書正本
11. 企業定款正本
12. 企業契約書正本(外資系企業の場合なくても可)
13. 企業設立調査報告書正本(立地計画、環境保護、消防、衛生、安全等の管理部門の意見書、輸入設備リスト等の添附資料)
14. 相関業界の管轄機構の許可書、配当証明書
15. 管理委員会経済貿易処が必要と認めたその他の資料

(二) 許可書申請に必要な資料:

1. 「外商投資企業批准書草表」を記入
2. 「批准証書登記表」を記入
3. 管理委員会の許可回答書のコピー

注:

(1) 外国投資者の単独投資項目は市外資委員会の認めたプロジェクトコンサルタント代理機構に代理申請させねばならない。

(2) 香港、マカオ、台湾地区の投資者は自己申請もでき、プロジェクトコンサルタント代理機構に委託することも可能である。

(3) 合資項目の中国企業は自己申請が可能

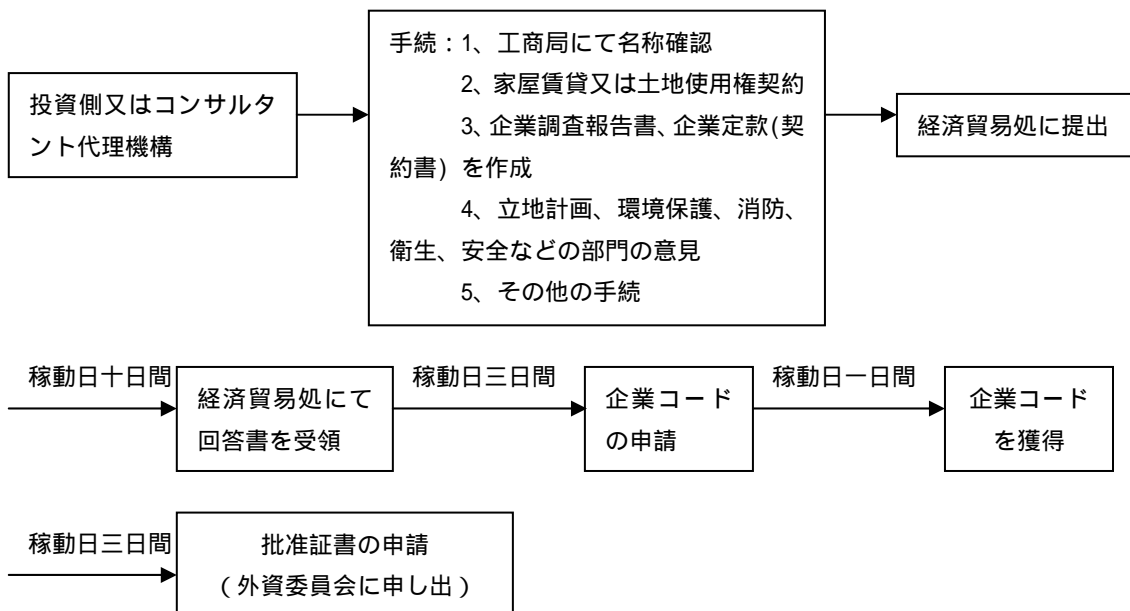
(4) 外商投資企業批准証書を申請する時、上海市外国投資工作委員会の規定により、費用が徴収される

(5) 外商投資企業は直接に企業設立調査報告書が申告でき、外商投資企業項目意見書の許認可審査(國務院の相関部門、委員会に申告する項目、基本建設内容を含む項目又は国家の別規定したものは除く)が取り消せ、企業設立調査報告書、契約書、企業定款(外資企業の場合、

企業設立調査報告書、企業定款を審査する)を一括許認可審査を受けられる。投資者は審査機構に外商投資企業設立を申し込む前に、直接上海市工商行政管理機構に企業名称の検索、認可獲得の手続きができる。

四、作業の流れ

1、化工区管理委員会が許認可審査する項目と企業



2、国務院の相關部門が許認可審査する項目は国家规定の手順を踏まえて許認可審査を受ける

五、申請期限

経済貿易処が完全かつ正確なる申請資料を入手後、直ちに立案登録し、稼動日十日間内で企業設立調査報告書、企業定款(契約書)を許可、発行し、稼動日三日間で許可証書を完成する。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号 604 室

郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会経済貿易処

担当者: 張永平、蔡 巍

電話番号: 64164200 x 604

2.2 上海化学工業区管理委員会

企業変更通知書(一)

企業経営項目と内容の増加

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国外資企業法」及び「中華人民共和国外資企業法実施細則」
2. 「中華人民共和國合資経営企業法」及び「中華人民共和國合資経営企業法実施細則」
3. 「中華人民共和國合弁経営企業法」及び「中華人民共和國合弁経営企業法実施細則」
4. 「中華人民共和國会社法」
5. 「上海市外商投資企業許認可審査条例」
6. 「上海市化学工業区管理方法」

二、適用範囲

上海化学工業区にて登録済みの企業

三、必要な資料

(一) 批准回答書申請に必要な資料:

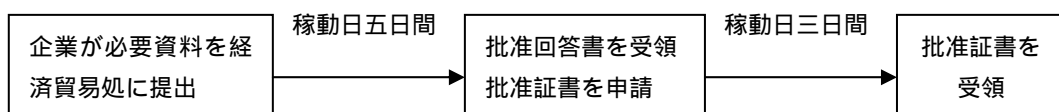
1. 会社成立時及び従来変更時の管理委員会の批准回答書のコピー
2. 批准証書のコピー(内資企業の場合なくても可)
3. 営業許可書のコピー
4. 最近に行なった資産調査の報告書のコピー
5. 企業所在地登録証明書正本
6. 申請報告書正本
7. 取締役会の企業経営範囲の拡大に関する決議案正本
8. 取締役会の企業定款(契約書)内容の修正に関する決議案正本
9. 業界管轄部門の資質認定書正本
10. 管理委員会経済貿易処の必要と認めたその他の資料

(二) 批准証書更新申請に必要な資料:

1. 「外商投資企業批准証書草表」を記入
2. 「批准証書登記表」を記入
3. 元の批准証書正本(正本、副本)
4. 今回変更批准回答書のコピー

注: 外商投資企業批准書を申請する際、上海資外国投資工作委員会の規定により費用徴収を行う。

四、手順



五、申請期限

経済貿易処が完全かつ正確な申請資料を受理後、稼動日五日間内に批准回答書を発行する。稼動日三日間内に批准証書を完成する。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号 604 室

郵便番号：200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会経済貿易処

担当者：張永平、蔡 巍

電話番号：6416-4200 × 604

2.3 上海化学工業区管理委員会

企業変更通知書(二)

企業出資額の譲渡し(投資者変更)

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国外資企業法」及び「中華人民共和国外資企業法実施細則」
2. 「中華人民共和國合資経営企業法」及び「中華人民共和國合資経営企業法実施細則」
3. 「中華人民共和國合作経営企業法」及び「中華人民共和國合作経営企業法実施細則」
4. 「中華人民共和國会社法」
5. 「上海市外商投資企業許認可審査条例」
6. 「上海市化学工業区管理方法」
7. 対外経済貿易部、国家工商行政管理局の「外商投資企業投資者株所有権変更に関する若干規定」の発行通知 (<1997> 対外経済委員会発第 267 号)

二、適用範囲

上海化学工業区にて登録済みの企業

三、必要な資料

(一) 批准回答書申請に必要な資料:

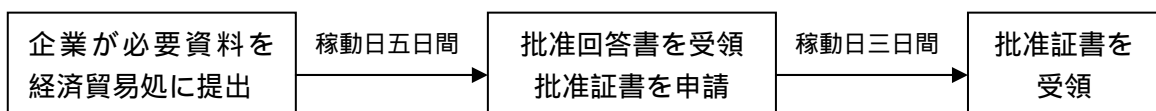
1. 会社成立時及び従来変更時の管理委員会の批准回答書のコピー
2. 批准証書のコピー(内資企業の場合なくても可)
3. 営業許可書のコピー
4. 最近に行なった資産調査の報告書のコピー
5. 企業所在地登録証明書正本
6. 申請報告書正本
7. 譲渡し側、受け継ぎ側の締結した出資額譲渡し契約正本
8. 取締役会の出資譲渡しに関する決議案正本
9. 取締役会の企業定款(契約書) 内容の修正に関する決議案正本
10. 新しい投資受け継ぎ側の登録証明書及び法人代表証明書のコピー
11. 企業の出資額が全額新投資側に譲渡す場合、投資側法人代表のサイン入りの新たに成立した取締役会メンバー及び高級管理人員の名簿が必要
12. 管理委員会経済貿易処の必要と認めたその他の資料

(二) 批准証書更新申請に必要な資料:

1. 「外商投資企業批准証書草表」を記入
2. 「批准証書登記表」を記入
3. 元の批准証書正本(正本、副本)
4. 今回変更批准回答書のコピー

注: 外商投資企業批准書を申請する際、上海資外国投資工作委員会の規定により費用徴収を行う。

四、手順



五、申請期限

経済貿易処が完全かつ正確な申請資料を受領後、稼動日五日間内に批准回答書を発行する。稼動日三日間内に批准証書を完成させる。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号 604 室

郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会経済貿易処

担当者: 張永平、蔡 巍

電話番号: 64164200 x 604

2.4 上海化学工業区管理委員会

企業変更通知書(三)

企業投資総金額・登録資金の変更

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国外資企業法」及び「中華人民共和国外資企業法実施細則」
2. 「中華人民共和國合資経営企業法」及び「中華人民共和國合資経営企業法実施細則」
3. 「中華人民共和國合弁経営企業法」及び「中華人民共和國合弁経営企業法実施細則」
4. 「中華人民共和國会社法」
5. 「上海市外商投資企業許認可審査条例」
6. 「上海市化学工業区管理方法」
7. 国家工商局行政管理局が合資企業登録資金と投資総金額の割合に関する臨時規定
8. 国家工商行政管理局企業登記局の「国家工商行政管理局が合資経営企業登録資金と投資総金額の割合に関する臨時規定」第五条目の解釈に関する回答文(企外字<1987>第54号)
9. 対外経済貿易部、国家工商局が外商企業の投資総金額と登録資金の調整への規定及び手順に関する通知

二、適用範囲

上海化学工業区にて登録済みの企業

三、必要な資料

(一) 企業の登録資金増加申請に必要な資料:

1. 会社成立時及び従来変更時の管理委員会の批准回答書のコピー
2. 批准証書のコピー(内資企業の場合なくても可)
3. 営業許可書のコピー
4. 最近に行なった資産調査の報告書のコピー
5. 企業所在地登録証明書正本
6. 申請報告書正本
7. 取締役会の登録資金の増加に関する決議案正本
8. 取締役会の企業定款(契約書) 内容の修正に関する決議案正本
9. 管理委員会経済貿易処の必要と認めたその他の資料

(二) 企業の登録資金調整申請に必要な資料(二次申請が必要):

一回目申請の時提出する資料:

1. 申請報告書正本
2. 取締役会の登録資金の調整に関する決議案正本
3. 会社成立時及び従来変更時の管理委員会の批准回答書のコピー
4. 批准証書のコピー(内資企業の場合なくても可)
5. 営業許可書のコピー
6. 最近に行なった資産調査の報告書のコピー
7. 企業所在地登録証明書のコピー
8. 会計事務所による調査済みの資産債務表、財産明細書、債権者名簿の正本

第一次申請後、資料が完全、正確であれば、経済貿易処が即時審査し、初回回答書を発行する。企業側が経済貿易処の許可の初回回答書を受領してから十日間内に債権者に連絡し、三十日間内に本市の大手新聞に三回以上公告を載せ、三ヶ月後に管理委員会製剤貿易処に

二次申請し、1 12 の資料を全て提出すること。

9. 取締役会の企業定款(契約書) 内容の修正に関する決議案正本
10. 登録資金調整の公告証明書(新聞正本)
11. 会社の債務返済又は債務保証にかんする情況説明書正本
12. 許認可審査機構が必要と認めたその他の資料

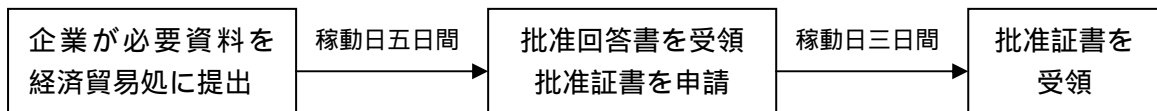
(三) 批准証書更新申請に必要な資料:

1. 「外商投資企業批准証書草表」を記入
2. 「批准証書登記表」を記入
3. 元の批准証書正本(正本、副本)
4. 今回変更批准回答書のコピー

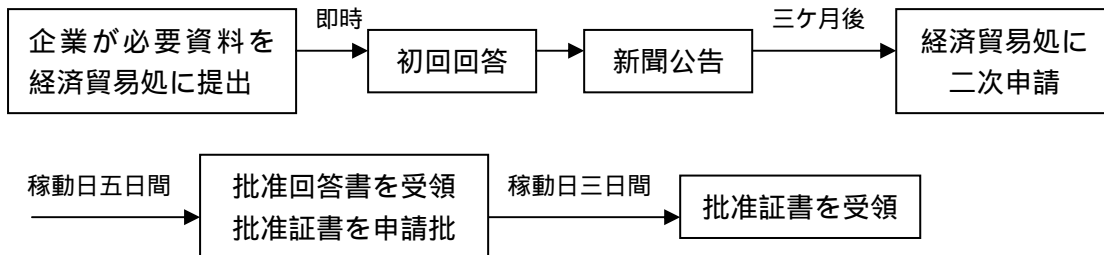
注: 外商投資企業批准書を申請する際、上海資外国投資工作委員会の規定により費用徴収を行う。

四、手順

(一) 投資総金額、登録資金の増加申請の手順



(二) 投資総金額、登録資金の調整申請の手順



五、申請期限

経済貿易処が完全かつ正確な申請資料を受領後、即時登録審査する。稼動日十日間内に企業設立調査報告、企業定款(契約) の批准回答書を発行する。稼動日三日間内に批准証書を完成させる。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号 604 室

郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会経済貿易処

担当者: 張永平、蔡 巍

電話番号: 64164200 x 604

2.5 上海化学工業区管理委員会

企業変更通知書(四)

企業名称の変更

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国外資企業法」及び「中華人民共和国外資企業法実施細則」
2. 「中華人民共和國合資経営企業法」及び「中華人民共和國合資経営企業法実施細則」
3. 「中華人民共和國合弁経営企業法」及び「中華人民共和國合弁経営企業法実施細則」
4. 「中華人民共和國会社法」
5. 「上海市外商投資企業許認可審査条例」
6. 「上海市化学工業区管理方法」
7. 国家工商行政管理总局の「企業名称登記管理規定」の徹底化に関する問題の通知
8. 国家工商行政管理总局の外商投資企業名称登記管理に関する問題の通知

二、適用範囲

上海化学工業区にて登録済みの企業

三、必要な資料

(一) 批准回答書申請に必要な資料:

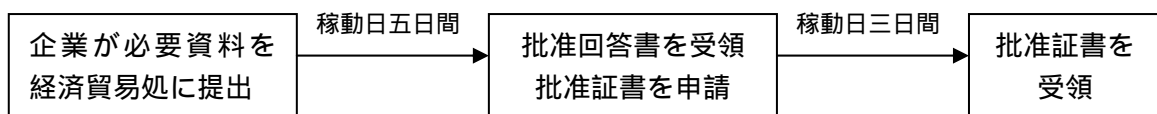
1. 会社成立時及び従来変更時の管理委員会の批准回答書のコピー
2. 批准証書のコピー(内資企業の場合なくても可)
3. 営業許可書のコピー
4. 最近に行なった資産調査の報告書のコピー
5. 企業所在地登録証明書正本
6. 申請報告書正本
7. 企業の新名称確認書のコピー
8. 取締役会の企業名称変更に関する決議案正本
9. 取締役会の企業定款(契約書) 内容の修正に関する決議案正本
10. 管理委員会経済貿易処の必要と認めたその他の資料

(二) 批准証書交換申請に必要な資料:

1. 「外商投資企業批准証書草表」を記入
2. 「批准証書登記表」を記入
3. 元の批准証書正本(正本、副本)
4. 今回変更批准回答書のコピー

注: 外商投資企業批准書を申請する際、上海資外国投資工作委員会の規定により費用徴収を行う。

四、手順



五、申請期限

経済貿易処が完全かつ正確な申請資料を受領後、稼動日五日間内に批准回答書を発行す

る。稼働日三日間内に批准証書を完成させる。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号 604 室

郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会経済貿易処

担当者: 張永平、蔡 巍

電話番号: 64164200 × 604

2.6 上海化学工業区管理委員会

企業変更通知書(五)

企業登録所在地の変更

一、 許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国外資企業法」及び「中華人民共和国外資企業法実施細則」
2. 「中華人民共和國合資経営企業法」及び「中華人民共和國合資経営企業法実施細則」
3. 「中華人民共和國合弁経営企業法」及び「中華人民共和國合弁経営企業法実施細則」
4. 「中華人民共和國会社法」
5. 「上海市外商投資企業許認可審査条例」
6. 「上海市化学工業区管理方法」

二、 適用範囲

上海化学工業区にて登録済みの企業

三、 必要な資料

(一) 批准回答書申請に必要な資料:

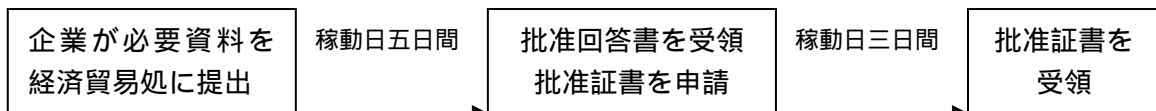
1. 会社成立時及び従来変更時の管理委員会の批准回答書のコピー
2. 批准証書のコピー(内資企業の場合なくても可)
3. 営業許可書のコピー
4. 最近に行なった資産調査の報告書のコピー
5. 企業所在地登録証明書正本
6. 申請報告書正本
7. 新しい経営所在地証明書のコピー
8. 取締役会の企業登録所在地変更に関する決議案正本
9. 取締役会の企業定款(契約書) 内容の修正に関する決議案正本
10. 管理委員会経済貿易処の必要と認めたその他の資料

(二) 批准証書更新申請に必要な資料:

1. 「外商投資企業批准証書草表」を記入
2. 「批准証書登記表」を記入
3. 元の批准証書正本(正本、副本)
4. 今回変更批准回答書のコピー

注: 外商投資企業批准書を申請する際、上海資外国投資工作委員会の規定により費用徴収を行う。

四、 手順



五、 申請期限

経済貿易処が完全かつ正確な申請資料を受理後、稼動日五日間内に批准回答書を発行する。稼動日三日間内に批准証書を完成させる。

六、 受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号 604 室

郵便番号: 200032

七、 受付窓口

上海化学工業区管理委員会経済貿易処

担当者: 張永平、蔡 巍

電話番号: 64164200 × 604

添付資料： 上海市外商投資企業立案登録表

登録番号：

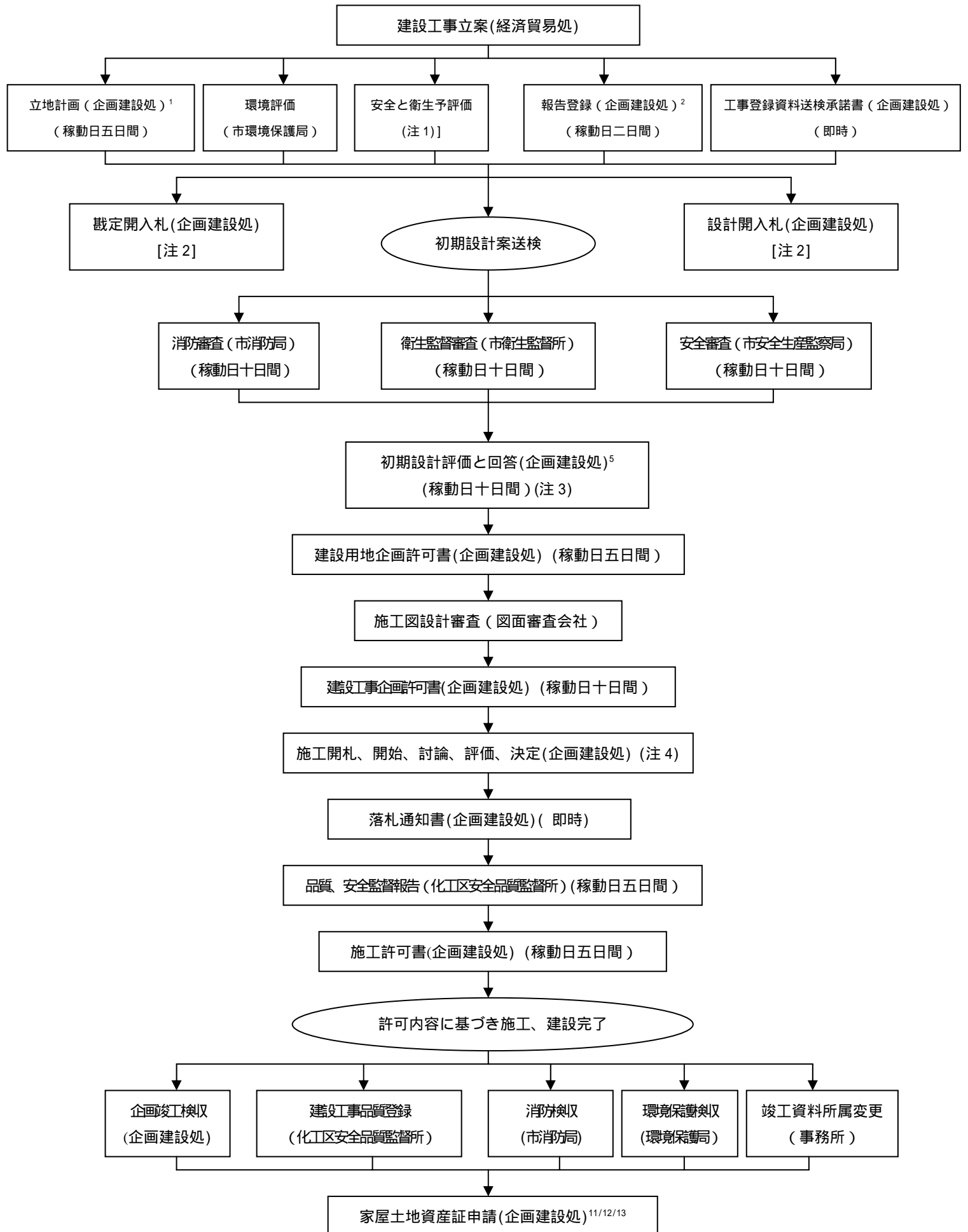
企業名称 (暫定)					
登録所在地					
投資者名称 (国又は地区 を含む)				出資割合	
投資総金額 (万ドル)		登録資金 (万ドル)		契約外資 (万ドル)	
経営範囲					
経営期限		企業類別		輸出販売割合	
<p>当プロジェクトは受理済みで、初審合格である。当登録表を持って工商部門にて名称確認手続きを進めて下さい。</p> <p style="text-align: right;">(許認可部門捺印)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>					
その他：					

第二部分

上海化学工業区

基本建設行政許認可審查制度改革計画案

一、上海化学工業区基本建設許認可流れ図



説明:

1、基本建設許認可審査流れ図の中で、長方形枠内には政府部門の仕事内容が記載され、楕円形枠内には建設企業の仕事内容である。

2、基本建設許認可審査流れ図の中で、矢印は単なる審査手順の先後順番を表示し、矢印前の項目がその後ろの項目の必要条件であることを示すものではない。各項目に必要な資料はそれに対応する通知書に並べた内容に従う。

注:

1、安全と衛生を予評価するか否かは、中華人民共和国労働部令)1998) 第 10 号「建設項目(工程) 労働安全衛生予評価管理方法」に記載される相関規定に基づき、相関管轄部門が確定する。

2、開札文書、評価方法の審査確定は稼動日二日間に完成し、その他の審査は即時行う。

3、設計の初回評価、回答は項目許認可審査レベルに応じて対処する：重大項目は上海化学工業区管理委員会企画建設処の指定した、相応する資格の持つ工程項目コンサルタント会社が専門家による審査評価を行い、化学工業区管理委員会企画建設処がそのコンサルタント会社と専門家の評価意見をまとめてから稼動日十日間以内に回答する。一般項目の場合、上海化学工業区管理委員会企画建設処が専門家による審査評価を行い、稼動日十日間以内に回答する。簡単項目は、上海化学工業区管理委員会企画建設処が稼動日五日間以内に直接回答する。

4、全施工開入札作業の流れの中で、下記時間が必要である：

(1)開札公告の公開公表は稼動日五日間以上であること。

(2)公開申込は一日以上であること。

(3)開札文書の配布から入札開始までは、二十日間以上であること。

二、上海化学工業区基本建設許認可審査通知書

2.1 上海化学工業区管理委員会

建設項目立地計画意見書申請通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国都市企画法」
2. 「上海市都市企画条例」
3. 「上海市化学工業区管理方法」
4. 「上海市都市企画管理技術規定」
5. 「上海化学工業区制御性詳細企画」
6. 「上海化学工業区全体設計案」

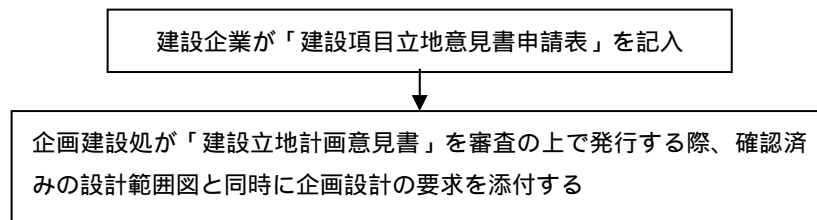
二、適用範囲

1. 企業の新規建設、移入建設に土地使用が必要な場合
2. 元場所で拡大建設に当企業以外の土地使用が必要な場合
3. 当企業の土地使用性質を変更する場合

三、必要な資料

1. 「建設立地計画意見書」
2. 建設項目提案の批准文書一部
3. 1:1000 の地形図四部（立地範囲を図面に示すこと）
4. 土地譲渡側の土地譲渡し意見（又は確認済みの用地範囲図）

四、手順



五、受付期限

要求に満たず申請資料を全て受理してから稼働日五日間内に、管理委員会が許可か否かを決定する。申請資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理する時を正式な申請資料受理日とみなす。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処
郵便番号：200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処
担当者：施軍明、吳 斌
電話番号：64186873

2.2 上海化学工業区管理委員会 建設工程報建受理通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「上海市建築市場管理条例」
2. 「上海市建設工程請負管理方法」
3. 「上海市建設工程報建管理方法」

二、適用範囲

上海化学工業区にて登録済みの全ての建設工事

三、必要な資料

1. 「上海市建設工程報建表」一式三部
2. 資金源と当時投資金額及びその後継資金源の証明資料
3. 上海市建設企業工事専門技術人員と管理人員審査確認申請表(各人員の技術肩書証書正本とコピーを添付すること)又は建設企業が資格を持つ建設請負代理機構と結んだ代理契約書のコピー(代理機構の資格証書を添付すること)
4. 法人代表授權委託書(報建代理を委託する)
5. 「上海市建設工程報建情報帳」

四、受付期限

要求に満たす申請資料を全て受理してから稼働日二日間に、上海市建設工程取引センター化学工業区事務処により許認可審査を終了させ、ICカードを作成する。

五、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処
市建設工程取引センター化学工業区事務処
郵便番号: 200032

六、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処
担当者: 施軍明、吳 斌
電話番号: 64186873

2.3 上海化学工業区管理委員会

企業建設工事竣工資料作成及び報告送検責任承諾書

当社の上海化学工業区における _____ プロジェクトが区内での投資にあたり、従わなければならない「上海市都市企画条例」、「建設工程品質管理条例」、「都市建設登録資料の作成及び報告送検規定」等の法律、法規の規定及び上海化学工業区企画建設処の竣工資料作成と報告送検に対する要求を受け取りました。したがって、上海化学工業区登録資料管理部門に下記項目の厳守を約束いたします。

一、下記項目を厳守することを約束いたします:

1. 都市建設登録資料管理に関する法律、法規及び建設工程竣工登録資料作成と報告送検に関する規定を守ります。
2. 建設工程竣工資料分担管理担当者と具体管理作業人員を明確に指定し、変動のある場合速やかに化工区登録資料管理部門に連絡します。建設工程登録資料管理人員の登録資料業務指導を受けさせます。
3. 化工区企画建設処による工程竣工資料管理作業への監督、指導と検査を受けます。
4. 「上海市建設工程竣工資料の作成及び報告送検の規定」に基づいて、工程竣工資料を作成し、工程竣工検査後六ヶ月内に化工区登録資料管理部門に規定通りの工程竣工資料を一部無償で報告送検します。

二、相関責任を引き受けます:

当社は都市建設工程登録資料に関する法律、法規と規定を意識的に守り、自己監督検査を行い、上海化学工業区登録資料管理部門及び相関管轄部門の検査を受けます。下記規定を違反した場合、処罰を受ける同時に、直ちに是正します。

1. 規定された時間内に完全かつ合格的な工程竣工資料を作成し上海化学工業区登録資料管理部門に提出できなかった場合、規定に基づき化工区登録資料管理部門から 1 万元以上 10 万元までの罰金処罰を受けます。
2. 都市建設工程登録資料管理の法律、法規に違反する行為については、当社及び関係人員がその法律責任を請け負います。

承諾企業(捺印)

法人代表(サイン又は捺印):

日付: 年 月 日

説明: 本承諾書は一式二部で、一部は化工区登録資料管理部門に提出し、一部は承諾企業が保管します。

2.4 上海化学工業区管理委員会 建設工事戡定、設計開札請合審査確認通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国建築法」
2. 「中華人民共和国開札入札法」
3. 「上海市建築市場管理条例」
4. 「工程建設施工開札入札管理方法」
5. 「工程建設工程請合管理方法」
6. 「上海市建設工事施工開札入札管理暫定方法」
7. 市建設委員会発行のその他の相關規定

二、適用範囲

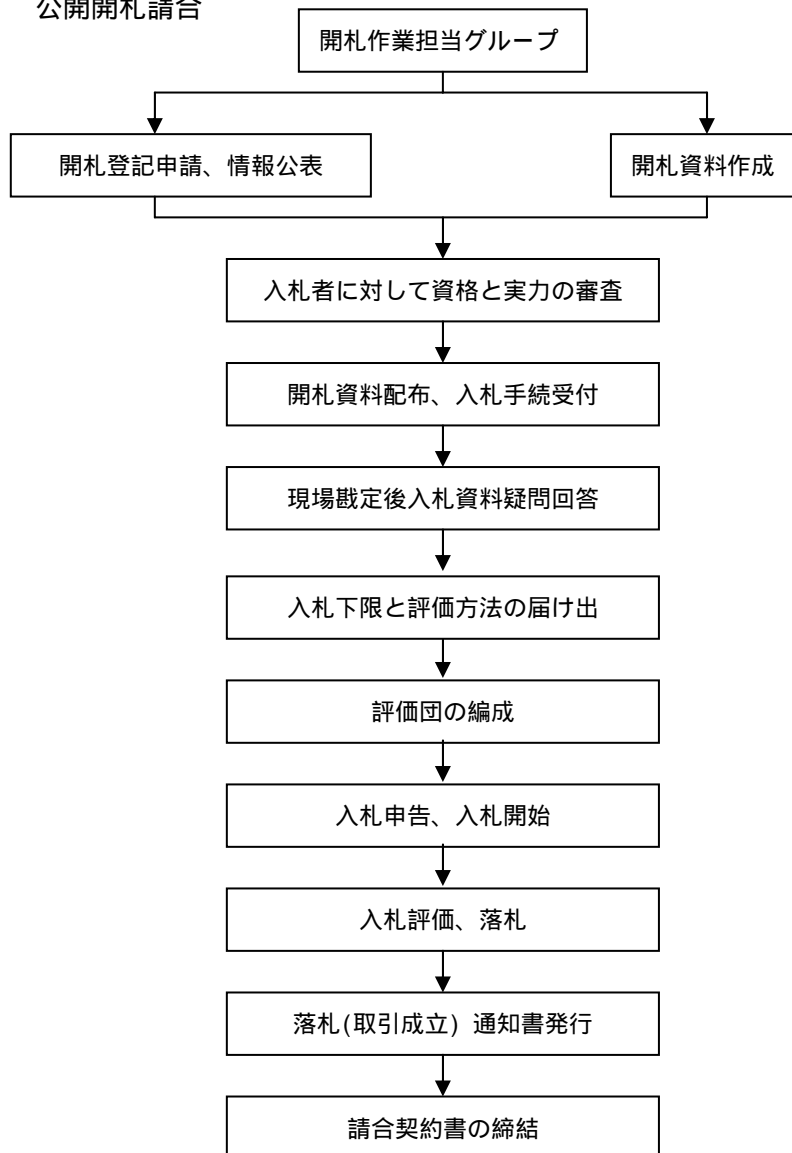
上海化学工業区における建設工事の戡定、設計の開札、請合。

三、必要な資料

1. 「上海市建設工程戡定(設計) 開札項目登記表」
2. 「上海市建設工程公開開札情報」
3. 「上海市建設工程戡定(設計)開札文書許認可審査申請表」
4. 「上海市建設工程戡定(設計) 入札評価団許認可審査申請表」
5. 「上海市建設工程開札文書」
6. 「建設工程入札評価方法」
7. 「戡定(設計) 開札、評価専門家の選択申請表」

四、手順

(一) 公開開札請合



(二) 要請開札請合

情報公表以外は、公開開札請合と同様。

五、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号 616 室

郵便番号: 200032

六、受付窓口

上海市建設工程取引センター化学工業区事務処

担当者: 陳有達 屈春楊

電話番号: 64164200 × 603

2.5 上海化学工業区管理委員会 建設工事初期設計案評価と許認可審査受理通知書

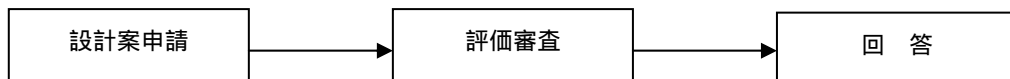
一、許認可審査の根拠

1. 「上海市工程項目初期設計許認可審査の質の向上に関する若干意見」
2. 「上海市工程建設項目初期設計許認可審査権限の規定」

二、必要な資料

- 1、初期設計案許可申請の報告書
- 2、設計資格を有する企業の提供した初期設計全文書(十八部)

三、手順



四、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼働日十日間内に、管理委員会が回答する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

五、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処

郵便番号: 200032

六、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処

担当者: 車耀亭 吳 斌

電話番号: 64186873

2.6 上海化学工業区管理委員会 建設項目用地企画許可書申請通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国都市企画法」
2. 「上海市都市企画条例」
3. 「上海市化学工業区管理方法」
4. 「上海市都市企画管理技術規定」
5. 「上海化学工業区制御性詳細企画」
6. 「上海化学工業区総図設計案」

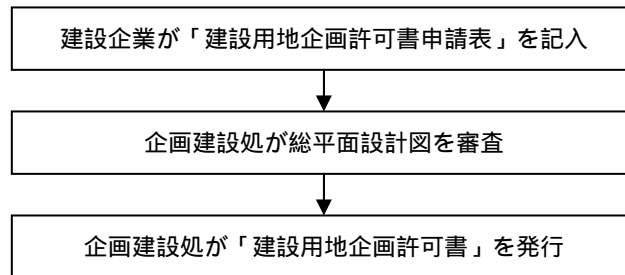
二、適用範囲

1. 新規建設、移入建設企業のに土地使用が必要の場合。
2. 元場所での拡大建設に当企業以外の土地使用が必要の場合。
3. 必要に応じて当企業の土地使用性質を変更する場合。
4. 建設需要で一時的に土地使用する場合。

三、必要な資料

1. 「建設用地企画許可書申請表」
2. 1:1000 地形図六部
3. 総平面設計図一部
4. 土地譲渡側の土地使用権譲渡契約書及び添付図面

四、手順



五、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼動日五日間内に管理委員会が許可可否かを決定する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処
郵便番号：200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処
担当者：施軍明 吳 斌
電話番号：64186873

2.7 上海化学工業区管理委員会 建設工事(建築) 企画許可書申請通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国都市企画法」
2. 「上海市都市企画条例」
3. 「上海市都市企画管理技術規定」
4. 「上海市化学工業区管理方法」
5. 「上海化学工業区制御性詳細企画」
6. 「上海化学工業区総図設計案」

二、適用範囲

化工区にて許可された新規建設、移入建設、建替の建築工事、道路沿い又は広場に設置する都市彫像の工事。

三、必要な資料

1. 「建設用地企画許可書申請表」
2. 建設項目初期設計(あるいは設計案)の許可文書一部
3. 建設基地土地使用権所属証明書又は建設用地許可書(コピー)一部
4. 総平面設計図(比率:1:500 もしくは 1:1000 で、建築基地の境界、新築建築物の外部寸法と階数、また新築建築物と基地境界、隣り合う建物と高圧電線との距離寸法を明確に示すこと。) 四部
5. 1:1000 の地形図(総平面設計図の要求に基づき、建物の位置と定位寸法を示すこと) 四部
6. 建築施工図(平、立、断面図と図面のリスト)、階面積表(国家の建築面積に関する規定に基づき計算すること) 二部
7. 基礎施工平面図及び杭位置の平面分布図二部
8. 建築工程予算書
9. 消防、環境保護、衛生等関連部門の審査意見書(初期設計案提出時に記入) 各一部
10. 「上海市建設工程竣工資料検収報告申請表」の受取書
11. 総平面設計図、建築施工図の電子ファイル一部

四、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼動日十日間内に管理委員会が許可可否かを決定する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

五、費用徴収根拠と標準

上海市第十回人民代表大会常務委員会第十九回会議で許可された「上海市都市企画条例」に基づき、工程土木と水、電気代の1‰を徴収する。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処
郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処
担当者: 施軍明 吳 斌
電話番号: 64186873

2.7-1 上海化学工業区管理委員会 建設工事(配管) 企画許可書申請通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国都市企画法」
2. 「上海市都市企画条例」
3. 「上海市化学工業区管理方法」
4. 「上海市都市企画管理技術規定」
5. 「上海化学工業区制御性詳細企画」
6. 「上海化学工業区道路企画」

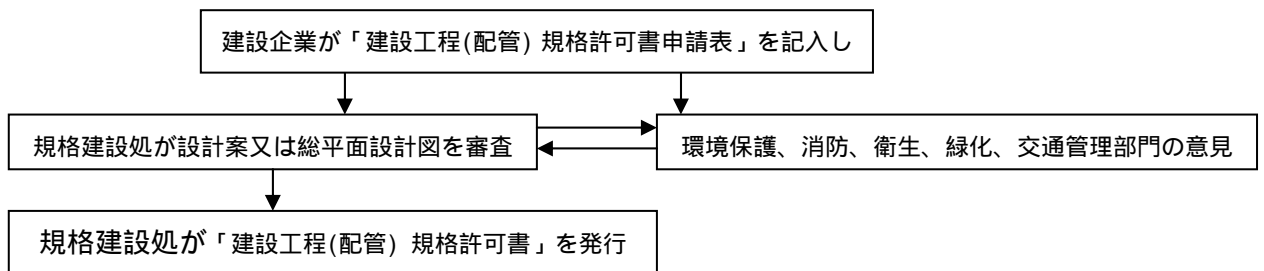
二、適用範囲

1. 雨水、汚水、上水等市政公用配管
2. 電気、通信、路地照明等配管と埋設したケーブル、高架線路
3. 熱源、天然ガス、蒸気、工業ガス、油性材料、化工物材料等配管

三、必要な資料

1. 「建設工程(配管)企画許可書申請表」
2. 建設項目調査報告書又は初期設計許可文書一部。
3. 配管平面設計図及び縦、横断面設計図各四部(道路企画赤線を示すこと)。埋設配管、超高压送電線路タワー、特殊配管の支持構造物は構造図面、胴体規格と基礎図面各二部。
4. 施工予算一部。
5. 土地使用権証明書又は土地使用協議書。
6. 「上海市建設工程竣工資料検収報告申請表」の受取書。

四、手順



五、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼動日十日間内に管理委員会が許可可否かを決定する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

六、費用徴収根拠と標準

上海市第十回人民代表大会常務委員会第十九回会議で許可された「上海市都市企画条例」に基づき、工程土木金額の1%を徴収する。

七、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処
郵便番号: 200032

八、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処
担当者: 施軍明 吳 斌
電話番号: 64186873

2.8 上海化学工業区管理委員会 建設工事施工入札審査確認通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国建築法」
2. 「中華人民共和国開札入札法」
3. 「上海市建築市場監理条例」
4. 「工程建設施工開札入札管理方法」
5. 「工程建設施工請合管理方法」
6. 「上海市建設工事施工開札入札管理暫定方法」
7. 市建設委員会発行のその他の相関規定

二、適用範囲

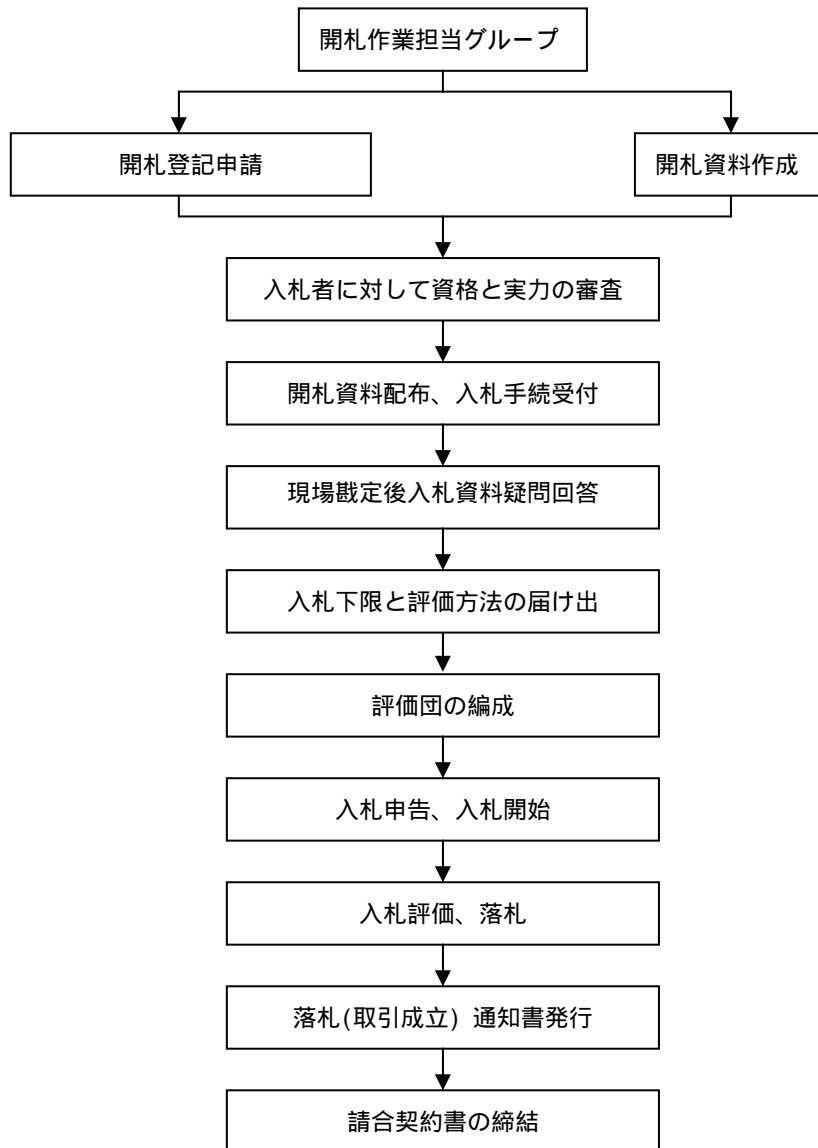
上海化学工業区における建設工事施工の開札、請合。

三、必要な資料

1. 「上海市建設工程施工請合の流れ表」
2. 「上海市建設工程(施工) 公開開札情報」
3. 「上海市建設工程開札文書」
4. 「建設工程入札評価方法」
5. 「施工項目における専門家の選択申請書」

四、手順

(一) 公開開札請合



(二) 要請開札請合

情報公表以外は、公開開札請合と同様。

五、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階

郵便番号: 200032

六、受付窓口

上海市建設工程取引センター化学工業区事務処

担当者: 陳有達 屈春楊

電話番号: 64164200 x 603

2.9 上海化学工業区管理委員会 建設工事監理報告通知書

一、許認可審査の根拠

1. 「中華人民共和国建築法」
2. 「品質監督所の項目監理作業強化に関する若干規定」、滬建質監総(1999) 第 31 号
3. 「建築工程品質検査監督申告監理の若干規定」、滬建質監総(1997) 第 30 号
4. 「上海市建設工程安全監理方法」
5. 「上海市建設工程品質監督監理方法」
6. 「建築装飾仕上監理規定」

費用徴収標準は滬建質監総(1997) 第 30 号規定に従う

1. 品質監督費: 監理のない場合、建築安全仕事量の 0.15%を徴収。監理を実施した工事は建築安全仕事量の 0.1%を徴収し、最低徴収金額は 300 元。

2. 施工人員の身体意外保険料を代理徴収し: 工程総金額の 0.1%を徴収し、最低徴収金額は 500 元。

二、適用範囲

上海化学工業区にて申告済の全ての建設工事項目は、建設企業が建設工事開始前の三十日間に工事品質、施工安全監督申告手続を済ますこと。

三、申請に必要な資料

1、記入する資料

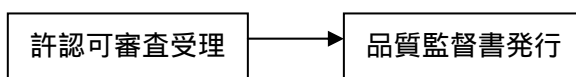
- (1) 「上海市建設工事品質安全監督申告表」一式五部
- (2) 「上海市建設工事品質監督書」一式四部
- (3) 「照合企業照合人員の授權書」一式二部
- (4) 「施工人員の身体傷害保険協議」一式三部

2、提出資料

施工落札通知書のコピー

- (1) -
- (2) 施工契約書、工程予算もしくは見積書の正本とコピー
- (3) 監理資格副本、監理契約書の正本とコピー
- (4) 施工総平面図一枚(サインと図面発行印入り)

四、手順



五、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼動日五日間内に完成する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

六、受付場所

上海化学工業区目華路 185 号 207 室

郵便番号: 201424

七、受付窓口

上海化学工業区安全品質監督所

担当者: 車耀亭

電話番号: 57442328、57442299 × 8207

2.10 上海化学工業区管理委員会 建築工事許可書受理通知書

一、許認可審査の根拠

1. 上海市人民代表大会常務委員会 1997 第 73 号令「上海市建築市場管理条例」
2. 上海市人民政府 1996 第 37 号令「上海市建設工程請合管理方法」
3. 上海市建設委員会 建建(1996) 第 0900 号「上海市建設工程施工許可書暫定規定」

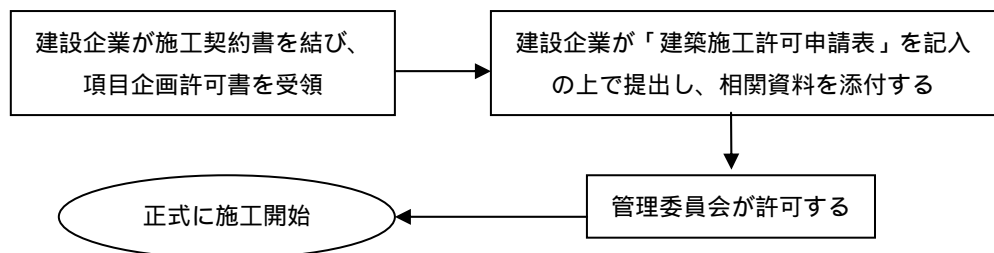
二、適用範囲

化学工業区範囲内における申告済の全ての建設工事項目

三、必要な資料

1. 「建築工事施工許可申請表」一式二部
2. 施工現場の施工条件完備か否かの説明(施工企業発行)
3. 施工契約書及び清廉作業協議書(一式三部、入札事務所の照合が必要)
4. 図面審査会社による施工図面の審査意見書
5. 施工組織設計の審査意見書(監理機構があれば、監理機構が発行し、なければ、建設企業が発行する)
6. 許可された建設工程品質安全監督申告表
7. 工程材料先払い済証明書(銀行の発行した支払済証明書、当年度建設安全作業量使用金額の 25%以上であること)

四、手順



五、処理期限

1. 全ての申請資料を受理してから稼働日五日間内に管理委員会が証書発行を許可か否かを決定する。
2. 申請資料を受理する当日から、管理委員会企画建設処が受理書を発行する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処
郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処
担当者: 陳有達 屈春楊
電話番号: 64164200 x 603

2.11 上海化学工業区管理委員会 土地徵用審査通知書

一、許認可審査の根拠

- 「中華人民共和国土地管理法」
- 「中華人民共和国土地管理法実施条例」

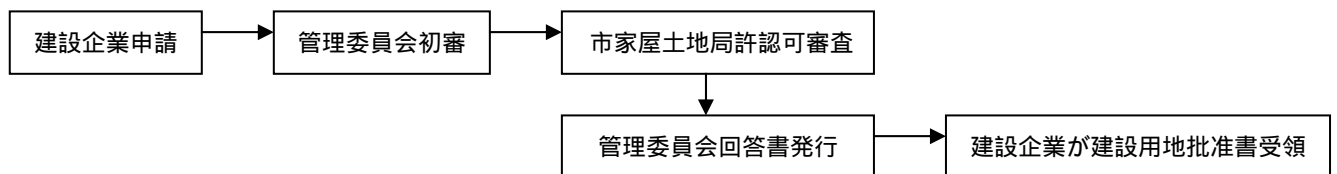
二、適用範囲

上海化学工業区範囲内における建設用地の土地徵用

三、必要な資料

- 1、「建設用地申請表」
- 2、建設企業の資格証明書
- 3、「プロジェクト調査報告書」の許可回答書又はその他の許可回答書
- 4、建設項目の総平面図
- 5、「建設項目用地呈報説明書」
- 6、農業用地転用、耕地補充、土地徵用、土地提供の四つの案
- 7、測量境界確定及び測量境界確定技術報告書
- 8、土地資料又はその他の土地権所属証明用資料

四、手順



五、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼働日三日間内に完成する(市家屋土地局の許認可審査時間を含まず)。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処
郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処
担当者: 陳有達
電話番号: 64164200 x 603

2.12 上海化学工業区管理委員会 土地使用権初期登記通知書

一、許認可審査の根拠

「上海市家屋土地資産登記方法」

「上海市土地使用権譲渡方法」

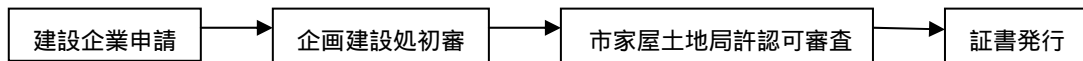
二、適用範囲

上海化学工業区範囲内における建設用地の初期登記

三、必要な資料

- 1、「上海市家屋土地資産譲渡、転記、登記申請表」(正本一式二部)
- 2、企業の合法的資格証明書(「三資」企業の場合、外商投資企業批准証書は必要)(一式二部)
- 3、委託書(正本)及び代理人身分証明書(一式二部)
- 4、市人民政府の許可した用地に関する文書(一式二部)
- 5、建設用地批准書(正本一式二部)又は土地使用権譲渡契約書(正本)
- 6、市又は区、県の家屋土地資産測量部門により発行した測量境界確定報告書(一式二部)
- 7、地域図(正本一式三部)
- 8、契約税納税済証明書(検査用)及び契約税納税済切手(正本納税後に提出)

四、手順



五、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼動日二十五日間内に完成する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処

郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処

担当者: 陳有達

電話番号: 64164200 x 603

2.13 上海化学工業区管理委員会 土地使用権譲渡登記通知書

一、許認可審査の根拠

「上海市家屋土地資産譲渡方法」

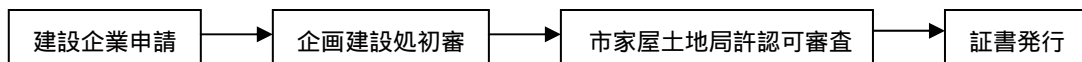
二、適用範囲

上海化学工業区範囲内における土地譲渡

三、必要な資料

- 1、「上海市家屋土地資産証明書」
- 2、「土地使用権譲渡契約書」(公的機関による照合が必要)
- 3、「譲渡双方の営業許可書」(コピー)
- 4、「土地測量境界確定技術報告書」
- 5、土地譲渡金支払証明書(コピー)
- 6、土地交替契約税支払済証明書
- 7、「上海市家屋土地資産譲渡登記申請書」
- 8、上海市家屋土地資産譲渡登記委託書、代理人の身分証明書(コピー)
- 9、地域図三部(その中の一部に申請企業の捺印が必要)
- 10、その他の資料

四、手順



五、処理期限

要求に満たした全ての申請資料を受理してから稼働日十日間内に完成する。資料が要求に満たさない場合、その補正資料を受理した日を正式な資料受理日とみなす。

六、受付場所

上海市肇嘉浜路 807 号六階企画建設処

郵便番号: 200032

七、受付窓口

上海化学工業区管理委員会企画建設処

担当者: 陳有達

電話番号: 64164200 x 603

2.14 施工図面設計資料を審査する機構名簿

- 1、 上海申都工程コンサルタント有限公司
- 2、 上海華設工程コンサルタント有限公司
- 3、 上海振華工程コンサルタント有限公司
- 4、 中国軽工業上海工程コンサルタント会社
- 5、 上海希明工程コンサルタント有限公司
- 6、 上海宝申建築工程技術コンサルタント有限公司
- 7、 上海同濟協力建設工程コンサルタント有限公司
- 8、 上海中慧工程コンサルタント有限公司
- 9、 上海建 設計図面審査有限公司
- 10、 上海中南建築工程図面審査有限公司
- 11、 上海東方工程コンサルタント有限公司
- 12、 上海宏基図面審査コンサルタント センター
- 13、 上海協立設計図面審査有限公司

上海化学工業区統計工作を管理する試行方法

第一章 総則

第一条 上海化学工業区（以下は化工区と略称）の統計工作の管理と監督を強め、区内企業、公共機関の統計工作进行を規範し、各級統計機構と統計人員の有効的に職権を行使し、統計資料の真実性、正確性と適時性を確保するため、《中華人民共和国統計法》及び実施細則、《上海市統計管理条例》と《上海化学工業区管理方法》によって、また化工区実際の情況によって、本方法を制定する。

第二条 本方法は化工区内全ての企業、公共機関に適用する。

第三条 化工区の統計工作の目的は正確、真実、適時に区内企業、公共機関の投資計画と建設、生産、経営活動を展開する情況を掌握し、真実な統計資料を提供、化工区を建設するために、情報サービスと情報誘導仕事を円満的にやることです。

第四条 化工区内の各種類の企業、公共機関は必ず国家統計法律、法規と本方法の規定によって、正確、真実、適時に統計データを提供すべき、報告拒否、嘘をつけて報告、隠して報告、遅刻報告、偽造、かつてに書き改めることは許せない。

第五条 化工区の厳しく要求する出発点、基準を適応するため、上海化学工業区管理委員会（以下は“化工区管委会”と略称）は計画を立てて、区内の企業、公共機関の統計工作に情報化管理を実施し、各会社は情報管理システムを設置する同時に統計情報化の要求も考えなければならない。

第二章 統計管理体制

第六条 化工区管委会は区内の統計工作进行を分野別に管理することに責任し、化工区管委会は区内の統計工作进行に管理、協調、監督、検査の職権を行使し、化工区管委会は主に区内の計画、統計工作进行を行う職能部門を計画財務処にすることに責任する。

第七条 化工区内の各企業、公共機関は政府統計部門及び化工区管委会の統計調査工作进行を実施し、また統計工作毎の要求によって統計機構を設立し、或いは関係機構の中で統計人員を配置し、また統計工作进行に責任する専門人員を指定する。

第三章 統計機構と統計人員の職責

第八条 化工区管委会計画財務処の統計工作の主な職責は下記通りです。

（一）国家統計調査と地方統計調査の仕事を完成し、統計法規と統計制度を実施し、統計法規と統計制度の実施を監督検査する。

（二）本部門の統計調査計画と統計調査方案を制定また実施し、化工区内の企業、公共機関の統計工作进行を計画、指導し、統計チームと統計基礎工作の展開を強める。

（三）国家と地方の関係規定によって、また上海市の統計実施原則によって、政府統計部門に統計資料を報告、提供し、化工区内の企業、公共機関に政策、計画を実施する情況と経営管理の効果と利益の情況に統計分析、統計予測と統計監督を行う。

(四) 本部門発行した統計調査表と基本統計資料を作成します。

(五) 人事教育機構と一緒に化工区内の統計教育と統計幹部の養成訓練を計画、指導し、区内の統計人員に審査と奨励を行う。

第九条 化工区内の企業、公共機関の統計部門の主な職責は下記通りです。

(一) 本会社の統計仕事を計画、協調し、国家統計調査、地方統計調査と部門統計調査仕事を完成し、統計資料を収集、整理、報告し、統計資料は規定によって必ず化工区管委會へ出す。

(二) 本会社の計画を実施する状況と経営管理効果と利益に統計分析を行い、統計監督を実施する。

(三) 本会社の統計調査表と基本統計資料を管理する。

(四) 本会社の関係職能機構と一緒に計量、検査測定制度を完璧し、原始記録、統計台帳と計算精度を建てて、また完全化する。

第十条 化工区内の各級の統計機構と統計人員は下記の職責を履行すべきです。

(一) 統計調査権 関係資料を調査、収集し、関係する調査会議を開き、統計資料と関係する原始記録と証拠を検査します。統計調査対象は《統計法》と国家の関係規定によって真実に統計資料と状況を提供すべきです。

(二) 統計報告権 統計調査で取得した統計資料と状況を整理、分析し、上級のリーダー機関と関係部門に統計報告を提出します。どんな会社或いは個人であろうと統計報告を妨害、押さえておいてはならない、また統計資料を勝手に書き改めてはならない。

(三) 統計監督権 統計調査と統計分析によって、国民経済と社会発展情況に統計監督を行い、国家政策と計画の実施情況を検査、経済効果と利益、社会効果と利益と業績を審査、存在する問題を検査、公開し、統計資料を報告拒否、嘘をつけて報告、隠して報告、偽造、勝手に書き改め等行為を検査し、また仕事を改善する建議を出します。関係部門と会社は統計機構、統計人員の反映、公開する問題と提出する建議に対して、適時に処理し、また返事すべきです。

第四章 統計資料の管理

第十一条 統計資料の審査制度を完全し、統計資料の正確性及び適時性を保障し、化工区内の各企業、公共機関の提供した統計資料につき、必ず本会社のリーダー或いは統計責任者で審査し、調印或いは捺印する後、化工区管委會に報告し、化工区管委會から出した統計資料は必ず委員会リーダーで審査、調印或いは捺印する。

第十二条 化工区内の各企業、公共機関は必ず国家の統計資料を内緒管理する関係の規定を実施すべき、統計資料の内緒管理を強める。

第十三条 統計機構と統計人員は統計調査中に分る統計調査対象の商業秘密を内緒する義務を持つべきです。

第五章 原始記録の管理

第十四条 化工区内の企業、公共機関は業務、会計、統計計算の要求によって完全な原始統計記録、統計台帳を設置すべき、また統計資料のファイル管理制度を完全に制定すべきです。

第十五条 原始記録の指標と計算方法は化工区管委會の發布した政府統計報告制度の要求に符合すべき、また原始記録の管理に責任を持つ専門人員を指定し、記録人員は業務上で化工区管委會統計職能部門の指示を受ける。

第十六条 原始記録は必ず時期を分けて、ロット分けて、類別分けて整理し、規定の期限に従い、資料を適切に保管し、また資料の完全性を維持する。

第六章 奨励と処罰

第十七条 化工区管委會は政府統計部門の指導下で、化工区内の企業、公共機関の違法して統計する行為を監督、検査することに責任します。検査中違法の統計行為を発見したら、法律によって政府統計部門に報告し、また行政処罰を請求する。

第十八条 統計機構、統計法を執行する人員は法律紀律を守りべき、公平に法を執行すべきです。区内の各会社、個人は統計機構、統計法を執行する人員の違法行為を上級機関に摘発する権力を持っています。

第十九条 化工区管委會と上級統計機関は職務に忠実し、統計法規を模範となって執行し、各項の統計任務を全面的に完成します。統計改革と建設で重要な貢献のあり、統計分析、統計予測、統計監督等の面で重要な成績をとくりつした計画統計人員或いは集団に奨励する。

第七章 付則

第二十条 本方法は上海化学工業区管理委員会が解釈します。

第二十一条 本方法は2003年1月1日から試行する。

上海化学工業区建設工事品質監督実施方法

第一章 総 則

第一条 実施根拠

《中華人民共和国建築法》、《建設工事品質管理条例》（国務院令第279号）、《建設工事品質監督機構監督手引き》（滬建質[2000]38号）、《上海建設工事完成の記録を実施する細則》（滬建建管[2001]第003号）、《上海市建設工事完成記録及び品質監督実施意見（試行）》（滬建質監総（2001）第008号）、《上海市建設工事品質監督管理方法》、《建設裝飾内装管理規定》等関係法律と法規によって本実施方法を制定します。

第二条 適用範囲

本方法は上海化学工業区内の全ての新しく建築、拡大建築、改めて建築項目に適用します。

第三条 監督実施会社及び監督対象

上海化学工業区管委会は化工区建設工事品質監督の主管機構で、上海化学工業区建設工事安全品質監督所（以下は安全品質監督所と略称）は上海化学工業区管委会の依頼を受けて、上海化学工業区での新しく建築、拡大建築、改めて建築工事項目の建設、監理、現地調査、設計、施工、物資提供等に介入する会社の活動を法律によって監督管理します。

第二章 品質監督の監督伺うプロセス

第四条 監督伺う申請

上海化学工業区範囲内の全ての新しく建築、改めて建築、拡大建築の建設項目につき、建設会社は建設工事始まる前30日以内、安全品質監督所で工事品質監督申し込む手続きを行います。

第五条 監督伺うの記入すべく表

- 1、《上海市建設工事品質安全監督申し込む表》五セット記入；
- 2、《上海市建設工事品質監督書》四セット記入；
- 3、《証言できる会社の証言人員に権力を授ける証明書》四セット記入；
- 4、《品質人員の従業資格審査表》二セット記入；
- 5、《施工人員の死傷保険協議》三セット記入；

第六条 監督伺うの提供必要のある材料

- 1、施工入札を取る通知書コピー；
- 2、施工契約書、工事試算或いは見積書オリジナルとコピー；
- 3、監理資質控え書、監理契約書のオリジナルとコピー；
- 4、施工総平面図一枚（図面マークと施工図設計書類の審査意見がある）；

第七条 品質監督費の取る方法

建設会社は品質の監督を申請し同時、規定によって安全品質監督所へ監督費を納付します。監理のない工事は建設安全費の0.15%を取り、監理のある工事は建設安全費の0.1%を取ります。

第三章 品質監督プロセス

第八条 品質監督書の交付

安全品質監督所は監督申請材料を受取り五日間以内審査決定をします。規定要求に符合したら関係の手続きを行うことを許可し、また《建設工事安全品質監督書》を交付します。材料不足或いは要求に符合しない項目につき、材料を全部揃える日から審査始まりません。

第九条 工事品質監督計画の制定と審査

安全品質監督所は関係法律、法規と工事品質の強制的な基準によって、工事の特徴に対して、工事品質監督計画或いは方案を制定し、監督の具体的な内容と方式を明確します。

第十条 初回の監督会議を開く

安全品質監督所は初回の監督会議を開くべき、具体的な内容は下記通りです。

- 1、本項目の品質監督を責任するエンジニア-と品質監督人員を紹介する。
- 2、《品質監督方案》(工事毎による)を公布する。
- 3、工事建設項目に介入する各会社の品質保証システムを審査する。
- 4、工事建設項目に介入する各会社の資質、品質人員の従業資格を審査する。

第四章 品質監督の内容

第十一条 品質監督の主な内容は工事に介入する各方主体の品質行為を監督、工事实体品質を監督、工事技術、管理資料を審査及び工事完成後のチェックを監督することを含み、毎回の監督検査は必ず《建設工事安全品質監督記録》に記入します。

第十二条 建設会社の品質行為を監督する。

- 1、工事項目の建設何う審査手続きが整っている。
- 2、基本建設プロセスと関係する要求
 - (1) 規定によって施工図審査と設計確認を行う。
 - (2) 規定によって監理を委託する。
 - (3) 建設会社は自分で工事を管理する場合、工事項目管理機構を建てるべき、相応の専門技術と品質管理人員を配置する。
 - (4) 現場調査、設計、監理、施工会社は強制的な標準を違反し、工事品質を低めることを明示或は暗示し、請け負う者に勝手に合理的な施工期間を短縮させる等行為はない。
 - (5) 契約書によって建設会社で購入する建築材料、部品と設備は必ず品質要求に符合します。

第十三条 現場調査、設計会社の品質行為を監督する。

- 1、法律によって引き受ける工事の現場調査、設計は本会社の資質と符合する。
- 2、主な項目責任者の職業資格証明書と引き受ける業務と符合する。
- 3、図面及び設計変更の中に現場調査、設計人員のサイン、図面完成印鑑が整っている。
- 4、設計会社は材料、設備メーカー或は供給商が指定できない。(特殊な要求のある建築材料、専用設備、工芸生産ライン等を除き)

第十四条 監理会社の品質行為を監督する。

- 1、監理する工事項目は監理委託手続き及び契約書を持っている、監理人員資格証明書と引き受ける業務と符合する。
- 2、工事項目に応じる監理機構専門人員がいて、また責任制度を実施する。

3、現場監理は現場検査、視察と平行検査等方式を採用し、監理会社は監理月報告書を品質監督エンジニア-に郵送すべきです。

4、監理計画を立てて、また監理計画によって監理する。

5、国家の強制的な標準或は操作工芸によって、項目仕切る工事或はプロセスを適時にチェックする。

6、現場で不合格的な材料、部品と設備を使用すると発見、発生する品質事故を適時に督促し、責任会社と協力して調査処理する。

第十五条 施工会社の品質行為を監督する

1、引き受ける業務と資質を符合し、項目マネジャーと入札を取る通知書の内容と一致し、施工請け負う手続きと契約書を持っている。

2、項目マネジャー、技術責任者、品質検査員等専門技術人員はお互いに組み合わせ、また相応の資格及び従業許可証明書を持っている。

3、批准された施工組織設計或は施工方案を持って、また下記の内容が実施できる。

(1) 施工技術確認を行う及び図面変更の相談に参加する

(2) グループの自己検査、お互いに検査、切り替えて検査する制度を実施する。

(3) 材料、部品に対して、その品質が維持できる保管条件が必要です。計量器具の精度は要求に符合し、材料、部品とコンクリート製品は規定によって現場検査を行ない、検査していない或は検査は不合格だったら、使わない、また規定によって現場テスト室、攪拌所を管理する。

(4) 項目仕切る工事、隠す工事項目の検査評定を円満的に記録し、記録は適時又は真実にやる。

(5) 証拠によってサンプルを取り、また検査を行う制度を厳格的に実施する。

(6) 整理工事の品質を適時、真実、完全に保証する。

4、関係の規定によって、色々な検査測定を行ない、工事施工中の発生する品質問題を適時に処理し、品質事故に対して関係書類の要求によって真実に報告し、真面目に処理する。

5、施工会社は他の会社或は個人は本会社の名義で工事を引き受け及び違法して工事項目を請け負わせ、譲渡して請け負わせる行為はない。

第十六条 工事实体品質を監督する

工事实体品質の監督は抜き取り検査方式を主にし、また科学的な検査測定の手段を使います。施工進度は監督方案中に規定される品質控える点のところと重要な隠す工事のところに行く時、建設(監理)と施工会社を適時に安全品質監督所と連絡させ、安全品質監督所の関係人員は規定の期限以内、現場へ行って、検査を行います。土台の基礎実体は必ず監督検査される後、主体構造の施工が始められます。主体構造実体は必ず監督検査される後、後続工事の施工が始められます。各専門工事を検査する重点は下記通りです。

(一) 土台及び基礎工事を抜き取り検査する主な内容。

1、品質保証及び証拠によってサンプルを取り、また検査測定を行うに関する資料。

2、項目仕切り、段階仕切る工事品質或は評定する資料及び隠す工事のチェックする記録。

3、土台の検査測定報告と土台の溝を検査する記録。

4、基礎的な築く実体、コンクリートと防水等施工品質を抜き取り検査する。

(二) 建築及び工業取り付けの主体構造工事を抜き取り検査する主な内容。

1、品質保証及び証拠によってサンプルを取り、検査測定を行う資料。

2、項目仕切り、段階仕切る工事品質の評定資料及び隠す工事のチェック記録。

3、安全的な構造の重要場所の鋼構造、築く実体、コンクリート、鉄筋施工を抜き取り検査する情况及び検査測定。

(三) 工業設備及びパイプ、電気、メーター等を抜き取り検査する主な内容。

- 1、主な設備及びパイプ、ケーブル、メーター部品等実物の品質保証資料。
- 2、圧力容器、圧力パイプの検査測定資料。
- 3、設備及びパイプの損壊されていない資料。
- 4、各項目仕切り、段階仕切る工事品質を評定する資料及び隠す工事のチェック記録。
- 5、重要場所の現場テスト。

(四) 完成工事を抜き取り検査する主な内容。

1、工事品質保証資料及び関係の証拠によって、サンプルを取り、検査測定を行う報告。
2、項目仕切り、段階仕切り及び工事毎の品質を評定する資料と隠す工事のチェック記録。

3、土台、建築及び工業取り付けの基礎、主体構造及び工事安全の検査測定報告と抜き取り検査測定。

4、水、電、メーター、熱源、通信、工業物料システム等工事の重要位置、使用機能の実験資料及び使用機能の抜き取り検査記録。

5、工事イメージ品質。

上記の品質控える点を重点的に監督検査を行うほか、監督人員は不定期的、事前に知らせず、抜き取り検査、視察検査及び突貫で抜き取り検査を行います。基礎、構造、設備と工芸パイプ、電器メーター等の取り付けの段階中の設計の強制的な基準条例に要求される内容を重点的に抜き取り検査し、特に安全使用の重要位置と肝要なプロセスに影響する施工品質を検査する必要があります。品質監督結論の公正性、科学性と権威性を確保するため、相応の資質を持っている検査測定会社に争議のある工事の再測定と再検査を依頼する。

第十七条 工事实体品質保証資料を抜き取り検査する。

工事实物の品質を抜き取り検査すると同時、工事項目の品質保証資料も抜き取り検査を行う。

1、検査重点は品質保証資料の完全性、正確性、真実性及び適時性です。

2、施工会社は必ず隠す工事の品質検査と記録をよくし、隠す工事は隠す前に施工会社で監理会社、建設会社、安全品質監督所にチェックすることを知らせます。チェック合格後適時にファイルを作る。

3、施工会社は構造安全に波及するテスト塊、テスト部品及び建設会社或いは工事監理会社、証拠を取る会社の人員の監督下で現場サンプルを取る必要のある関係材料を相応資質等級のある品質検査測定会社へ持って検査測定を行う。検査測定会社は検査測定合格後、適時に関係の検査測定報告を出すべきです。

土台、基礎、主体構造の安全安定性及び取り付けの工事の品質は規定に符合することを確保するため、建設会社は適時に施工、設計、監理、建設の各方面でのサイン、印鑑をそろえた杭項目仕切る工事、土台と基礎段階仕切る工事、主体構造仕切る工事、取り付けの工事中の中、高圧容器の組み立て、溶接等項目仕切る工事の品質チェック証明書を完成する後三日間以内、安全品質監督所に報告し、記録依頼します。工事毎は施工完成する後建設会社で事前チェックを行い、また《工事毎の工事完成の品質チェック記録》に記入し、安全品質監督所に出して記録依頼する。

工事品質問題と品質事故を調査して処分することをもっと厳しく実施するため、安全品質監督所は情況によってそれぞれ《建設工事安全品質監督整頓改革通知書》、《建設工事

局部の一時的に施工停止して整頓改革する指令書》、《工事安全品質監督通告》を発行する。

第十八条 工事完成する段階の品質監督

安全品質監督所は工事完成のチェックを監督する時、工事完成チェックの組織形式、チェックプロセス、チェック基準を実施する状況等を監督し、建設工物品質管理規定を違反する行為を発見したら、責任を持って正させ、また工事完成チェックを監督する状況を工物品質監督報告の重要な内容とする。

(一) 工事は下記条件要求に符合する場合は工事完成チェックを行える。

1、工事設計と契約書の約束した各項の内容を完成する。

2、施工会社は工事完成する後工事の品質に検査を行い、工物品質は関係工事建設の強制的な基準に符合、設計書類及び契約書要求に符合することを確認し、また工事完成報告書を出します。工事完成報告書は項目マネジャーと施工会社の関係責任者に審査され、またサインをそろえべきです。

3、監理依頼する工事項目につき、監理会社は工事に品質評価を行い、完全な監理資料を持つことを確認し、また工物品質評価報告書を出します。工物品質評価報告書は総監理エンジニアと監理会社の関係責任者に審査され、サインが必要です。

4、現場調査、設計会社は現場調査、設計書類及び施工過程中の設計会社でサインした設計変更通知書を確認する。

5、完全な技術ファイルと施工管理資料を持っている。

6、工事の使用する主な材料、部品と設備の合格証明書及び必要な登場試験報告を持っている。

7、施工会社のサインした工物品質の無料修理書を持っている。

8、公安消防、環境保護等部門の出した認可書類或いは使用許可の書類を持っている。

9、建設行政主管部門及び建設行政主管部門の委託した工事安全品質監督所等関係部門で責任を持って整頓改革させる問題を全て整頓改革済む。

(二) 工事完成をチェックすることは下記のプロセスによって行うべきです。

1、工事は完成する後、施工会社は建設会社へ工事完成の報告書を出し、工事完成のチェックを申請し、監理を実施する工事の工事完成報告書は必ず総監理エンジニアにサインされまたコメントされる。

2、建設会社は工事完成をチェックする報告書をうける後、工事完成をチェックする要求に符合する工事に対して、現場調査、設計、施工、監理等会社とほかの関係する専門家を集めてチェックグループを編成し、チェック方案を制定する。

3、建設会社は工事完成をチェックする7日間以内、チェック時間、場所及びチェックグループの名前リストを安全品質監督所に知らせるべきです。

4、建設会社は工事完成のチェックを行う。

(1) 建設、現場調査、設計、施工、監理会社は工事契約書を履行する状況と工事建設中の各段階の法律、法規と工事建設の強制的な基準を実施する状況をそれぞれ報告する。

(2) 建設、現場調査、設計、施工、監理会社の提供する工事ファイルと資料を詳しく検討する。

(3) 工事实体の品質を検査する。

(4) 工事施工、設備取り付けの品質と各管理環節等を総体評価し、工事完成をチェックする意見とし、またチェックする人員のサインが必要です。

工事完成のチェックに介入する建設、現場調査、設計、施工、監理等会社の意見は一致しない場合、化工区建設行政主管部門或いは安全品質監督所に報告し、協調依頼し、意見が一致する後、工事完成のチェックをもう一度行う。

第十九条 工事の中間切り替え

物料を投入して使用する後工事完成をチェックできる必要のある工事項目に対して、工事の中間切り替えることができ、中間切り替えは関係の規定によって行う。

第二十条 品質監督報告

安全品質監督所は工事完成のチェックを合格する後の5日間以内、建設工事品質監督報告を出し、報告は下記の主な内容を含みます。

1、工事概況、工事名称、工事住所、工事規模、工事類別、工事数量、建設に介入する会社及び責任者、工事開始、完成、チェックする時間、工事計画書許可証番号、施工許可書番号（或いは工事開始報告書番号）、監督登録番号、監督過程等。

2、建設工事品質に関係する法規、規則と強制的な基準を実施する情況。

3、土台、建築及び工業取り付けの基礎、構造及び機能項目の監督の抜き取り検査及び抜き取り検査のテスト情況。

4、工事完成資料の審査意見。

5、工事完成をチェックする監督意見

6、工事品質欠陥の処理意見。

7、工事は記録条件に符合するかどうかに関する結論的な意見。

建設工事安全品質監督報告は必ず項目監督エンジニアのサインを貰い、所長で審査、捺印してからは一セットをファイルにし、一セットは上級部門に報告し、ほかの一セットは記録部門に出します。

第五章 建設工事品質監督ファイル

第二十一条 建設工事は工事毎によって監督ファイルを作り、監督ファイルは適時、真実、完全にすべき、品質監督ファイルは品質監督エンジニアで工事品質監督過程中の品質監督記録、資料、書類を完全に収集することに責任する。

第二十二条 建設工事品質監督の主なファイルは下記の内容を含むべきです。

1、建設工事品質ファイルのおもて表紙、工事名称、建設、現場調査、設計、施工、と監理会社の名称、工事開始、完成する期日及びファイル番号等を明記する。

2、ファイル目録。

3、建設工事の監督申 資料は監督申 登録表、施工、監理の入札を取る通知書、施工図設計書類の審査意見、施工契約書、監理契約書の番号及び期日等を含む。

4、関係の各責任主体会社の資質と関係人員の資格審査記録。

5、建設工事品質の監督記録

(1) 監督説明会議紀要

(2) 建設工事品質の整頓改革通知書及び整頓改革報告

(3) 監督の抜き取り検査を記録する履歴

6、行政処罰決定書及び関係の材料

7、建設工事品質事故の報告

8、建設工事品質監督の報告

第二十三条 監督ファイル

1、工事安全品質監督ファイルは統一的に国際基準のA4紙を使い、ファイル管理規定によって装丁し、保管する。

2、監督ファイルの保管期限は下記通りです。

(1) 国家及び市内の重大工事、重点工事、特色工事、イメージ 工事と特大工事は長期的に保管する。

(2) 中型及び中型以上の工事は10年間保管する。

(3) 普通の小型工事は5年間保管する。

第六章 付 則

第二十四条 災害を救う、一時的な建築及びほかの専門品質監督所で監督を実施する工事に対して、化工区安全品質監督所で関係の法律、法規及び本実施方法によって専門品質監督所に工事安全品質監督を実施することを委託する。

第二十五条 本実施方法はもし国家法律、上海市法規或いは上級の関係規定を違反する時、国家法律、上海市法規或いは上級の関係規定を基準とする。

第二十六条 本方法は安全品質監督所で解釈し、また発行する日から有効になります。

二〇〇二年八月二十日

上海化学工業区建設工事安全監督の実施方法

第一章 総 則

第一条 実施根拠

(中華人民共和国建築法)、(上海市建設工事安全管理方法)、(上海化工区管理方法)等関係法律法規によって、本実施方法を制定します。

第二条 適用範囲

本方法は上海化学工業区内の全ての新しく建築、拡大建築と改めて建築項目に適用します。

第三条 監督実施者及び監督対象

上海化学工業区管委会は化工区建設工事安全監督の主管機構で、具体的なプロセスは上海化学工業区建設工事の安全と品質の監督所(以下は“安全品質監督所”と略称)で上海化学工業区新しく建築、拡大建築、改めて建築工事項目の建設、監理、現地調査、設計、施工、物資提供に介入する会社の建設工事安全活動を監督するのです。

第二章 安全監督の監督申請プロセス

第四条 監督伺う申請

上海化学工業区範囲内で行う全ての新しく建築、改めて建築、拡大建築の建設項目につき、建設者は建設工事始まる前30日間以内、安全品質監督所に工物品質監督申請を提出、同時に施工安全監督申し込む手続きを行います。

第五条 監督申請必要な記入表

以下の表は品質申請書と一緒に記入します。

- (上海市建設工物品質安全監督申し込む表)五セット記入。
- (施工人員死傷保険協議)三セット記入。

第六条 監督伺う提供する必要のある材料

以下の資料は品質伺い書と一緒に提供します。

- 施工入札を取る通知書のコピー(人民元100万以上の項目)
- 施工契約書、工事試算或いは見積書のオリジナルとコピー
- 監督資質の控え書、監督契約書のオリジナルとコピー。
- 施工総平面図一枚(図面マークと図面完成印鑑がある)

第七条 安全監督費の取る方法

安全品質監督所で統一的に安全品質監督費を取ります。

建設者は安全品質の監督を伺う時、規定によって安全品質監督所に監督費を納付します。監理のない工事は安全建設費の0.15%を取り、監理を実施する工事は安全建設費の0.1%を取ります。

第三章 安全監督のプロセス

第八条 安全監督書の交付

安全品質監督所は監督申請材料を領収する後五日間以内審査決定をすべき、規定要求を符合すれば、関係の手続きを行うことを許可し、また(建設工事安全監督書)を交付し、材料不足或いは要求を符合しない場合は材料を全部揃える日から審査が始まります。

第九条 工事安全監督計画の制定と審査認可

安全品質監督所は関係の法律、基準と要求によって、工器具体的な特徴に対して、工事安全監督計画或いは方案を制定、監督の具体的な内容と方式を明確し、また建設、施工、監理等と関係する会社に知らせるべきです。

第十条 初回の監督会議

安全品質監督所は初回の監督会議を円満的にやるべきで、施工現場での工事建設各主体の関係人員の資質及び安全責任制の実施する状況を審査し、施工過程と途中作業切り替える及び工事完成する後のチェック段階の安全監督を確保します。

第十一条 施工中の安全抜き取り検査

工事の施工が始まる後、安全品質監督所は人員を集めて安全監督計画通りに監督伺う工事に定期と不定期的に抜き取り検査を行うべきです。工事毎は初めから終わるまで少なくとも3回の安全監督検査が必要です。

第十二条 施工安全状況を評価及び処理する

建設工事が終わる時、安全監督所は建設工事の施工安全状況を評価し、また施工者に関係の証明を出します。建設工事施工安全状況の証明は施工者資質等級を審査、評定する主な根拠の中の一とするべきです。

第四章 安全監督内容

第十三条 安全品質監督の主な内容は工事に介入する各主体の安全行為を監督、工事施工安全を監督及び工事技術、管理資料を審査、工事終わる後のチェックを監督することを含みます。毎回の監督検査結果は必ず(建設工事安全監督記録)に記入します。

第十四条 建設者の安全行為への監督

1、建設者は有効的な安全管理機構を設立すべき、科学的な管理制度を制定し、また有効的に実施できます。

2、工事施工が始まる前、工事の現場調査、設計、施工と監理する会社を集めて現場調査、設計書類の安全技術を確認します。

3、工事の施工過程中、現場調査、設計書類に規定する安全問題を波及する時、すぐ現場調査、設計、施工と監理する会社を集めて協調すべきです。もし、建設者は建設工事の現場調査、設計、施工という一連の作業を一つの会社に請け負わせる時、協調はその会社で担当します。

第十五条 施工現場を管理する会社の安全責任を監督

施工現場を管理する会社は下記の規定によって指定します。

1、建設者或いは建設工事を全て請け負う会社は建設工事の施工作业を二つ或いは二つ以上の施工会社に請け負わせる時、建設者或いは建設工事を全て請け負う会社は施工現場を管理する会社です。

2、建設者或いは建設工事全て請け負う会社は建設工事の全ての施工作业を一つの施工会社に請け負わせる時、この施工会社は施工現場を管理する会社です。

施工現場を管理する会社は施工現場の安全管理に全ての責任を負うべき、施工現場の基本安全条件を維持し、また施工状況を関係の安全技術標準に符合させ、また下記の職責を履行すべきです。

1、有効的な安全管理機構を設立すべき、科学的な管理制度を制定また有効的な実施することを保証します。

2、施工始まる前、各施工会社を集めて一緒に施工組織設計を編制し、各会社の施工安全技术措置上の結び付けることを協調します。

3、施工会社は施工作业を切り替える過程中或いは重なり合う作業する時の発生する安全問題を適時に協調します。

4、建設者は施工現場を管理する会社になる時、建設工事施工安全管理と適応する安全管理人員を配置すべき、安全管理人員を配置しない場合、相応資質を持っている監理会社に依頼して、上記第二条の職責を履行させます。

第十六条 施工会社の安全監督

施工会社は引き受ける施工作业範囲内の請け負う契約書中のほかの約束以外の全ての安全管理工作中に責任すべきです。また第十七条から第三十一条までの全ての仕事を円満的にすべきです。

第十七条 施工会社は安全管理組織機構を設立、完璧すべきです。有効的な安全管理機構を設立、完璧すべき、科学的な管理制度を制定、又は有効的な実施を保証します。

第十八条 施工安全の教育、養成訓練と審査を保証する

施工会社は施工過程中的日常安全教育、技術養成訓練と審査制度を制定、完璧すべき、また厳格的に実施します。工事始まる前の安全教育、技術養成訓練、審査を行い、全ての施工人員の審査合格、要求通りに作業できることを保証するだけでなく、施工過程中的にも日常安全教育、技術養成訓練と動態審査を続いて行うことを保証すべきです。

第十九条 特種作業人員は資格証を持って作業すべきです。

施工会社は工事施工中の電工、金属溶接、クレーン設備を操作、足場を組む等特殊作業をする作業人員の合法的な専門養成訓練合格証明書を持って作業することを保証すべきです。

第二十条 施工安全管理の責任者を指定

施工現場を管理する会社と施工会社は施工始まる前下記の規定によって施工安全管理の責任者を指定すべきです。

1、施工現場を管理する会社の施工現場の主管人員は施工安全管理に全ての責任を負う責任人です。

2、施工会社の施工現場での項目マネジャーは所在する施工会社の施工安全管理に責任する責任者です。

第二十一条 充分的な施工安全管理員を配置する

施工会社は施工が始まる前、建設工事の性質、規模と特徴によって、一定人数の専任と兼職の安全管理員を配置すべき、また施工安全管理の具体的な職責範囲を明確します。

第二十二条 施工安全技術措置と安全技術確認を実施する

施工会社は施工組織設計を編制する時、建設工事の性質、規模、特徴及び施工現場の環境条件によって、専門的な施工安全技術措置を制定又は実施すべきです。また全ての施工人員(関係規定によって雇うほかの建築労務人員を含む、下記も同じです)に安全技術を説明します。

施工安全技術措置は関係の国家基準、業種基準或いは地方基準に符合すべきで、もし国家基準、業種基準がなければ、市建委と市安全監督部門の制定した関係の地方基準によって実施します。

第二十三条 化工装置窒素ガスを安全的に使用するセキュリティ措置を実施する

1、窒素ガスを導入する装置は必ず厳密的な技術方案と安全的なセキュリティ方案を持ちます。

2、方案は必ず建設会社、施工会社、監理会社の項目責任者で審査し、またサインを貰います。

第二十四条 建設工事始まる安全条件を満足する

建設工事の施工始まる時、施工現場の情況は関係安全技術基準に符合すべき、施工始まる必要な安全条件に符合しない場合は施工会社は施工を始めることを許せず、建設会社或いは

建設工事全ての請け負う会社は施工会社を強制操業させることを許せません。

第二十五条 施工安全セキュリティ施設を合理的に設置する

施工会社は関係の国家基準、業種基準或いは地方基準によって、施工現場で安全セキュリティ施設を設置し、また下記の要求を達します。

- 1、建設工事の施工進度によって、適時に安全セキュリティ施設を調整、完璧します。
- 2、施工現場の事故発生しやすい区域で専門的な安全セキュリティ施設を設置、また目立つ注意マークを設置します。
- 3、季節或いは気候の特徴によって、専門的な安全セキュリティ施設を設置或いは調整し、また関係の安全検査を行います。

建設工事は公共安全を波及する場合、施工会社は関係規定によって施工現場周辺に専門的な公共安全セキュリティ施設を設置します。公共安全セキュリティ施設の関係費用は施工請け負う契約書の中に明確すべき、施工請け負う契約書の中に明確しない時は建設会社で負担します。

第二十六条 規定にしっかり守って、施工機械、器具と電気設備をインストオール、使用します。

施工会社は施工機械、器具と電気設備を取り付け、使用する時は下記規定に符合すべきです。

- 1、取り付ける前、規定する安全技術基準によって検査測定を行います。合格したら、インストオールします。
- 2、使用する前、規定する安全技術基準によって安全性能試験を行い、合格したら使用できます。
- 3、使用する間に、専門人員を指定して維持、手入れに責任し、品物の完全、安全することを保証します。

第二十七条 電気安全保護と防火安全を確保する

施工会社は施工現場の電気安全保護と防火安全に関する規定を守り、また下記の要求に達します。

- 1、変配電施設と輸出入配電回路は安全、安定的な使用状態にあること維持します。
- 2、火を使う作業は消防技術基準と規範に符合することを確保し、また消防設備の完全、有効することを保証します。

第二十八条 施工中の専門的な安全技術を真面目に確認する

施工会社は施工過程中、施工組織設計と施工進度によって、違う業種の施工人員に専門的な安全技術を説明します。

第二十九条 合格的な労働セキュリティ用品を提供する

施工会社は適時に施工人員に施工安全に必要なまた規定標準に符合する労働セキュリティ用品を提供します。

第三十条 施工人員の作業は安全要求に符合すべきです。

施工人員は施工過程中に下記安全作業要求に達すべきです。

- 1、施工安全技術基準と本業種の安全操作規程によって施工作業を行います。
- 2、国家労働保護の関係規定によって、個人労働セキュリティ用品を正しく使います。
- 3、施工現場で安全異常状況を発見したら、すぐ有効的なセキュリティ措置を実施し、また安全管理員或いは施工安全管理責任者に報告します。

施工人員は管理人員の施工安全技術基準或いは安全操作規程を違反する作業指令に対して、実施拒否の権力を持っています。また施工安全管理責任者或いは安全監督員に報告することができます。

第三十一条 施工現場の日常管理を円満的に行う

施工現場を管理する会社と施工会社は施工現場の日常安全視察と検査を強めるべき、施工人員の本方法の規定を守ることを督促します。もし安全事故の隠れた弊害及び施工安全技術基準或いは安全操作規程に違反する行為が発見したら、すぐ制止或いは直し、また記録します。

第三十二条 適時に施工死傷事故の報告と処理を行う

建設工事施工過程中に死傷事故が発生する場合、施工現場を管理する会社と施工会社は下記の規定期限内、上海化工区建設工事安全品質監督所及びほかの関係地方行政管理部門に報告します。

- 1、24時間以内の一般的な死傷事故。
- 2、2時間以内の重大と特大的な死傷事故。

建設工事施工の死傷事故の調査と処理は国家の関係規定によって実施します。

第五章 付 則

第三十三条 行政処罰

本方法を違反する行為に対して、《上海市建設工事安全監督管理方法》の相応箇条及び権力を授ける行政管理部門の規定に参照して、処罰します。

第三十四条 安全監督員への処理

安全監督員は本方法によって監督検査の職責を履行しない或いは職権を濫用、職務をおろそかにする、私情にとらわれて不正を働くことに対して、所在する会社或いは上級主管部門で処罰し、犯罪になる場合は法律によって刑事責任を追及します。

第三十五条 災害を救う、一時的な建築及びほかの専門品質監督所の監督する工事に対して、相応の法律、法規及び実施方法を基準とします。

第三十六条 本実施方法はもし国家及び政府の法律、法規或いは上級の関係規定と相違する時、国家及び政府の法律法規或いは上級の関係規定を基準とします。

第三十七条 本方法は安全品質監督所で解釈、また印刷発行する日から有効になります。

二〇〇二年八月二十日

上海化学工業区門札番号管理方法

(上海化学工業区2002年6月1日に公布した)

第一条 (目的と根拠)

上海化学工業区(以下は化工区と略称)の門札番号管理を標準化、化工区内基礎施設建設と不動産持ち主の日常工作展開の必要に便利するため、「上海市化学工業区管理方法」、「上海市地名管理条例」、「上海市地名管理行政処罰プロセス規定」によって、本方法を作成しました。

第二条 (適用範囲)

本方法は化工区内の門札番号の編制、使用、マーク設置及びその他の管理に適用します。

第三条 (主管と職能部門)

上海化学工業区管理委員会(以下は管委会と略称)は化工区門札番号の主管部門で、門札番号管理の業務は上海市地名管理事務所(以下は市地名所と略称)の指示を受けるのです。上海化学工業区公安支局(以下は公安支局と略称)は化工区内門札番号を管理する具体的な職能部門です。(公安支局の成り立った前、区内の門札番号は管委会総合事務所で代理管理します。)

上海化学工業区発展有限公司及び不動産管理公司(以下は不動産公司与略称)は公安支局と協力して、化工区内の門札番号の管理をよく実施すべきです。

第四条 (申請)

建てることを批准された建物或は装置区域に門札番号を設置する必要がある場合、項目投資建設者或は財産権を持つ人で項目建設工程計画許可証、計画平面図によって、公安支局に申請します。

第五条 (審査)

公安支局は門札番号の申請を受けてから、必ず5日間のうちに審査すべきです。もし条件を符合すれば、公安支局は門札番号を批准する通知書を出し、条件を符合しない場合、公安支局は書面で申請人に知らせます。

第六条 (番号をつける)

公安支局は正式的に批准されたルート名によって門札番号を編制します。建築物、項目装置区門札番号はルートの伸び方向によって、東から西まで、南から北まで、左は奇数、右は偶数の原則に従って番号をつけます。門札番号は建物、項目装置の占める地面のルートに対応する投影長さによって作り、20メートル毎に一つの番号をつけ、もし投影長さは20メートルを超える場合、累計の順番号から一つの番号を選んで、門札番号とします。

門札番号は順番せずまたは連続せずに編制しない、また違う建物或いは装置区域内繰り返し同じの門札番号を使わない。隣の建物或いは装置間の距離は20メートルを超える時、予備の門札番号を用意すべきです。

第七条 (変更)

ルートの建設でルート名を変更するということで引き起こした門札番号の変更はルート建設者で提出し、ほかの原因でルート名を変更することで引き起こした門札番号の変更は管委会で指定する会社で提出し、本方法第五条の規定によって公安支局で変更手続きをします。

第八条 (取り付け)

門札番号の形は上海市公安局と上海市地名所の決めた標準によって、管委会で統一的

に監督製作します。門札番号の取り付けは高すぎない又は低すぎない、上海市公安局の規定した標準によって、公安支局で不動産会社に依頼して実施します。統一的又は注目されるように取り付けます。

第九条（費用）

門札を製作及び取り付ける費用は下記の規定によって支払います。

（一）既に建てられた及び新しく建てられた建物は投資建設者或いは個人で支払います。

（二）ルート建設でルート名を変更することで起こした門札番号の変更はルート建設者で支払います。

（三）ほかの原因でルート名を変更することで起こした門札番号の変更は管委会で指定する会社で支払います。

（四）既に建てられた建物は門札番号を変更する必要があるれば、費用は財産権の持つ人で支払います。

（五）勝手に解体、改装或いは人為で門札番号を破壊すれば、費用は当事者で支払います。

門札の製作及び取り付ける費用の具体的な標準は上海市公安局、上海市財政局、上海市物価局の規定によって実施します。

第十条（義務）

区内全ての会社と個人は門札を大事にする義務を持っています。門札損壊或いは字が漏れることを発見したら、建設者或いは財産権を持つ人はすぐ更新すべきです。また下記の行為を禁止します。

（一）自分で門札番号をつける或いは自分で門札を作る。

（二）門札を書き直し、汚れる。

（三）門札を遮、覆う。

（四）門札を損壊するほかの行為

第十一条（処罰）

本方法規定を違反する会社と個人に対して、公安支局で国务院の「地名管理条例」第五章第三十八条の関係規定によって処罰します。

（一）自分で門札番号をつけ、変更すれば、公安部門で一定の期限内修正することをやらせる。期限を過ぎても修正しない場合、三百元以上三千元以下の罰金を取ります。

（二）勝手に門札を移動、解体する或いは正常使用に影響する或いは損壊行為がある場合は公安部門で一定の期限内修正することをやらせる。期限を過ぎても修正しない場合、警告処罰をし或いは五十元以下の罰金を取ります。経済的な損をする場合は法律によって賠償します。

もし、当事者は行政処罰決定に同意しない場合は「上海市地名管理行政処罰プロセス」によって、管委会に行政再検討を申請する或いは行政起訴を提出します。

第十二条（関係責任）

化工区に駐在する各会社の登録住所は公安支局の批准した門札番号に従います。

区内各会社或いは部門は建物交付使用許可を取り扱い及び水、電、ガスの取り付けの手続きを行う時、申請人の登録住所は公安支局の批准した門札番号に従います。

第十三条（付属規則）

本方法は上海化学工業区管理委員会で解釈します。

本方法は公布日から実施します。

上海化学工業区法治工作リーダグループメンバー

上海化学工業区法治工作リーダグループは下記の人員でリーダグループ長とメンバーを担当します。

グループ長： 阮延華

副グループ長：余亮茹 王鴻鈞

メンバー： 郭 盛

錢忠祺

方建萍

朱 斌

上海化工区法律顧問チーム名前リスト

主任委員：

侯旅適 もとは上海市人大財経委主任、市政府研究中心主任です。

副主任委員：

陳仁良 もとは市政府法制事務所副主任、浦東新区司法局副局長で、今は浦東政協提案委員会常務副主任、中国国際経貿仲裁委員会仲裁員、弁護士です。

李 力 もとは上海外高橋保稅区法規処処長で、今は上海 WTO 研究中心副秘書長、教授です。

秘書長：

李 力（兼任）

委員：

趙衛忠 上海市行政法制研究所副所長、高級經濟師です。

劉建平 市政府法制事務所監督協調処処長

李国富 市建委都市建設監督管理処処長

史建三 上海錦天城弁護士事務所パートナー、弁護士

陳 平 浦東新区法制事務所副処長、研究員

張乃根 復旦大学法学院教授

黄来紀 社会科学院法学研究所教授、研究員

鄒 荣 華東政法学院副教授

鄭 輝 人大財政委事務所副処長等級の調査研究員、上海市法学会金融法研究会幹事

後書き

新年が始まるころ、《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》は各関係部門と全体編集人員の努力を経て、とうとう区内各会社に見せることができました。

大手国際会社を投資主体とする専門的な開発区として、各投資者は皆化工区は非常によい法治環境を持つことを希望します。同時に政府は区内企業と個人の真面目に法律、法規及び政策を了解、守り、履行することにも厳しく要求します。我々はそういう公開性を持ち、取りやすい、中英文対比できる《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》を編集する目的は上海化工区法治工作を標準化させ、法律、法規及び政策の透明度を高め、投資者の政府から公布する関係規則書類を査問することに便利を提供するのです。

《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》は編集する過程に、市政府の関係委員事務所と管委會各部門の強力的な助けを頂き、ここで誠に感謝致します。仕事は始めたばかりなんで、《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》の編集にはまだ経験不足なんで、区内各会社は役に立つご意見とご建議を提出して頂き、我々の《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》内容の品質とレベルを高めることに協力してほしい。また各リーダ、各関係部門と各投資者の積極的な支持と励ますことで《上海化学工業区管理委員会コミュニケ》は必ず政府と化工区中外投資者がお互いに交流できる架け橋になることを信じています。

二〇〇三年一月